

令和 7 年第 4 回平群町議会

定例会会議録（第 3 号）

招 集 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 8 日			
招 集 の 場 所	平群町議会議場			
開 会 （ 開 議 ）	6 月 1 8 日午前 9 時 0 分宣告（第 3 日）			
出 席 議 員	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一
	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮
	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦
	教 育 長	上 田 薫	理 事	寺 口 浩 代
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘
	事 業 部 長	西 岡 勝 三	教 育 部 長	川 西 貴 通
	まち未来推進課長	岡 田 康 裕	総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸
	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和
	こども支援課長	西 岡 直 美	観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人
	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	総 務 防 災 課 参 事	吉 田 尚 起
	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋		
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	議 会 事 務 局 長	浅 井 利 育	主 幹	高 橋 恭 世
	主 事	川 原 千 幸		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			

令和 7 年 第 4 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 7 年 6 月 1 8 日 (水)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	8 番	山口 昌亮	1 まぐわ淵周辺と金勝寺以南の竜田川遊歩道の整備を 2 可燃ごみの減量について 3 町長ら常勤特別職等の給与について 4 マイナ保険証の「期限切れ」トラブルについて
8	7 番	植田 いずみ	1 「こども誰でも通園制度」について 2 感震ブレーカー設置補助金の創設を
9	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について
1 0	6 番	稲月 敏子	1 住民が住み続けられるための公共交通の確立 2 道路・歩道の整備について
1 1	1 1 番	森田 勝	1 生駒市への可燃ごみ処理の委託について 2 人事制度改革の推進を 3 戸籍にフリガナ記載の戸籍法改正について 4 平群の日の制定を 5 櫟原メガソーラー発電所工事の進捗状況について

再 開 （午前 9 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 7 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。町長より追加案件の申入れがありましたので、この取扱い及び先進地視察研修について議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前 9 時 0 0 分）

再 開 （午前 9 時 0 9 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

町長より申入れがありました追加案件については、本定例会の最終日に上程することに決定いたしました。

また、先進地視察研修について協議を行い、本定例会の最終日に議題とすることに決定しました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議 長

ありがとうございます。

お諮りします。

町長より申入れがありました追加案件については、本会議の最終日に上程することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、追加案件については、本会議の最終日に上程することに決定いたしました。

お諮りします。

先進地視察研修についてを本会議の最終日に議題にすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、先進地視察研修についてを本会議の最終日に議題とすることに決定いたしました。

続きまして

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号8番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○8 番

おはようございます。通告4点行っております。通告に基づいて質問いたします。

まず1点目は、まぐわ淵周辺と金勝寺以南の竜田川遊歩道の整備をということです。

竜田川まほろば遊歩道の北の端、まぐわ淵は竜田川唯一の溪流地で、県の景観資産にも登録されています。長野県の本曾地方にある日本五大名峡の一つ、寝覚の床ほどの規模はありませんが、その一部とよく似たすばらしい水辺の景勝地です。近鉄東山駅周辺の住宅開発に伴って、東山駅の付け替え新設や平群北公園設置とともに、まぐわ淵周辺も遊歩道として整備されましたが、遊歩道の現状は、補修が必要な箇所があちこちにあります。

地元樺原の人たちやボランティアの人たちが5年前に竜田川・まぐわ淵愛好会を立ち上げ、以来、身近で自然豊かなまぐわ淵をよりきれいにし、みんなが散歩しやすく、安らげる遊歩道にしようと、月1回、まぐわ淵周辺の清掃に取り組んでいます。

しかし、同愛好会代表の山本栄二さんは、月1回の清掃で一定の状態は保っているが、腐食した遊歩道階段の丸太の付け替えや淵に滞留するペットボトルやトレーなどの撤去作業は無理があると話しています。

また、金勝寺から樺原橋までの竜田川遊歩道は全く管理がされておらず、歩くのも大変な状況になっています。そこで、町として次のことを積極的に取り組むよう要望いたします。

①北公園駐車場からまぐわ淵を周回する遊歩道を子どもや高齢者も安全に歩けるよう、必要な箇所を全て早急に改修し、系統的に維持保全すること。

②まぐわ淵周辺の東山駅や北公園などまぐわ淵遊歩道の案内板を設置すること。

③季節ごとにまぐわ淵周辺の景観、春の桜、夏の涼、秋の紅葉、冬の静観のすばらしさを道の駅やネット等で発信すること。

④都市建設課が事務局のまほろば遊歩道の会などが中心になって、北公園とまぐわ淵を活用したイベントを開催してはどうでしょうか。

⑤金勝寺以南の遊歩道について、行政の責任で歩道整備、管理をすること。

大きい2点目は、可燃ごみの減量についてです。廃棄物の減量について質問します。

まず1点目は、可燃物の焼却処理を来年度から生駒市に委託することについてです。4月28日の全員協議会での説明では、令和6年度の可燃ごみの焼却処理量は4,155トン。確定ではありませんが、焼却処理経費はトン当たり3万円程度ということなので、昨年度処理量で試算すると、4,155トン掛ける3万円で1億2,465万円になります。また、運搬委託費用は3,800万円との説明でした。内訳は、コンテナ車両費が2,400万円、1日当たりコンテナ車の労務費が2万4,800円、車両・クレーン運転の労務費が2万5,500円、合わせて5万300円で250日稼働ということでした。2点伺います。

一つは、可燃ごみの量に応じて経費の増減が一目瞭然になり、減らせば減らしただけ町の経費が節減できます。例えば、昨年度4,000トンを半分に減らせば6,000万円の財源を生み出せます。可燃ごみの減量で効果的なのは、紙類や布類などの資源ごみの分別と、生ごみを可燃物にしないことです。斑鳩町では早くから生ごみ堆肥化のモデル事業を進め、現在では6割の世帯が参加

しています。その結果、人口が本町の1.55倍の斑鳩町のほうが可燃ごみは本町より少なくなっています。

町はこの間、生ごみを可燃ごみとしない方策として、キエーロを進める方針を打ち出しましたが、本気度は見えませんでした。しかし、今議会では、補正予算も計上し、今年度から5年間のキエーロ普及の年次計画も示されました。また、自治会の回覧で意向調査をするなど、やっと本気の取組になるのではと期待しています。

そこで、この計画書は評価しますが、計画倒れにならないためには、町の体制強化と担当者の熱意、そして最も重要なのは住民の皆さんの協力が得られるかどうかです。この点について町長の見解を伺います。

二つ目は、生駒市への運搬経費です。同じく可燃ごみを生駒市に委託する斑鳩町の担当者に話を聞きました。斑鳩町は同町から委託を受けた業者が8トンパッカー車を持ち込んで運搬するとのこと。その経費はトン当たり3,000円以内とのことでした。本町の昨年度の処理量4,155トンの試算では1,246万5,000円で、本町の予定経費の3分の1以下です。3,800万円の運搬委託費用を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、家庭から出される資源ごみ持ち去りに関する相談が全国の自治体で相次いでいる問題です。持ち去りは主に空き缶や古紙、金属類、特にアルミ缶で、2020年に1キロ55円が現在は170円と3倍に跳ね上がっていることが背景にあるようです。これに対して、持ち去り行為を窃盗罪で訴えるよう、集積所の資源ごみの所有権は自治体にあると条例で定める自治体が増加しています。本町での持ち去り行為の状況と対応はどのようなになっているのでしょうか。

大きい3点目は、町長ら常勤特別職等の給与についてです。

現在の町長の給与は19年前の2007年4月から月額49万2,000円、副町長の給与は同年5月から46万8,000円、教育長は同年6月から45万7,500円となっています。この経緯は、2007年2月に町長に就任した岩崎前町長が同年の3月議会に、町長の給与について、それまでの本則に対して附則で2割削減していたのを4割削減にして月額49万2,000円にする議案を提出したことです。ただし、本則の82万円はそのまま、期限は3年というものでした。

まず、議会への提案前に町長から諮問を受けた報酬等審議会の答申は、町長の給料減額は選挙公約であり、当審議会は町長の意思を尊重し、意見を述べないというものでした。議案付託を受けた総務委員会では、4割削減を附則ではなく本則で行う修正案が提出され、委員会、本会議とも修正案が可決しました。

委員会で岩崎町長は、附則では住民の皆さんから見て分かりにくいということから、修正案に議員各位が賛成ということであれば、これが平群町の民意で、受け入れたい旨の答弁をしたと委員長報告に記されています。なお、この議案の議論では、町長自身から一定の時期、例えば町財政が黒字になれば見直すとの発言がありました。

その後、西脇町長が就任され、既に２期７年目を迎えますが、西脇町長も選挙で４割カット継続を公約していることから、今日まで続いています。

しかし、この４割削減の公約は町長自身に対してのものであるべきですが、副町長、教育長の三役の給与のほか、行政委員会や各種審議会委員ら非常勤特別職の報酬も削減を行っています。特別職の給与や報酬の削減は見直すべき時期に来ていると考えますが、町長の見解を伺います。

大きい４点目は、マイナ保険証の期限切れトラブルについてです。

マイナンバーカードを保険証代わりに利用するマイナ保険証について、有効期限切れによる受診トラブルが多発していることが問題になっています。全国保険医団体連合会、保団連が今年２月から４月に実施した調査によると、医療機関の３１％でマイナ保険証の有効期限切れがあり、昨年８月から９月の調査の１４％から倍以上に増加しています。

マイナ保険証は、受診の際にカードに内蔵する利用者証明用電子証明書で本人を確認します。マイナンバーカードは発行から１０年が有効期限、１８歳以上ですけれども、ですが、電子証明書の有効期限はカード発行日から５回目の誕生日までです。

今年、２０２５年はマイナ制度が始まって１０年目で、カード本体を更新しなければならない人が約１，２００万人、さらにマイナポイント事業開始から５年で、２０２０年にマイナカードを取得した人は電子証明書を更新する必要があり、こちらは１，５８０万人、合わせて２，７８０万人が有効期限切れによる更新が必要になります。特に国保の場合、多くは今年７月末に健康保険証の期限が切れることから、マイナ保険証で受診できないトラブルの増加が懸念されます。そこでお尋ねします。

①町内の国保加入者について、今年３月末時点でのマイナンバーカードとマイナ保険証の発行人数と、それぞれ今年に期限切れを迎える人数と更新済みの人数。

②マイナ保険証に関わって担当課等に寄せられた相談や苦情の件数と主な内容。

③マイナ保険証の期限切れで受診できない、または受診料１０割負担といった問題の解決策として、国保加入者全員に資格確認書を発送してはどうか。

大きく4点について質問いたしました。明確、明瞭な答弁をよろしく願います。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員の1項目めのまぐわ淵周辺と金勝寺以南の竜田川遊歩道の整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の北公園からまぐわ淵までの遊歩道の改修について、本年3月のまほろば遊歩道推進の会の総会において、階段の腐食について報告があり、確認を行ったところ、一部の階段に使用されている枕木に破損がございましたので、今後、会員の方々と協議の上、改修等の対応を行ってまいりたいと考えています。

2点目の東山駅や北公園などにまぐわ淵遊歩道の案内板の設置について、現在、まぐわ淵入り口付近に案内板が設置されています。議員御提案の設置場所や必要性などについて、会員の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えています。

3点目のまぐわ淵周辺の景観の発信について、現在、まぐわ淵の情報発信については、平群町観光ホームページなどの複数の電子媒体等で紹介を行っているところですが、季節ごとの発信については、活動主体であるまほろば遊歩道推進の会と連携し、平群町ホームページや観光関連の電子媒体や道の駅などの掲示など、まぐわ淵の魅力の発信に向け、検討してまいりたいと考えています。

4点目の竜田川まほろば遊歩道推進の会を中心としたイベントの開催について、現在、活動イベントとして、桜のライトアップ、こいのぼりの掲揚などを行っており、近年、会員の高齢化と会員数の減少が課題となっており、新規イベントの開催は難しい状況ではございますが、一度協議を行ってまいりたいと思います。

5点目の金勝寺以南の遊歩道の整備について、金勝寺以南から櫟原橋西詰までの未整備区間については、勸請縄や謎の巨岩が見える景観のよいルートになっておりますが、現在、櫟原川を渡る橋梁が老朽化により朽ちており、その他の箇所についても、荒れ地で通行不能となっていることから、迂回ルートを設定しております。

この区間については、橋梁の架け替えや、ほとんどが個人の所有地であることなど、非常にハードルが高い状況であることから、これまでも奈良県に対して整備の要望をしてまいりましたが、事業化には至っておらず、整備については長期的な視点で対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

ありがとうございます。系統的に委員会の総会とかで一定方向性は出てると思うんですが、しかしね、これまほろば遊歩道整備構想ということで、いつ発行されたんか、平成30年やから7年前ですよ。ここの写真で、竜田川沿いの、一番上にはこいのぼり出てますけれども、下のこの辺、ここはあれですよ、勸請縄があるところかな。ここがちょうど金勝寺と櫟原橋の間の、川が滝になって、電車が上を走ってるという。これよく使われてるんですよ。全く知らない、平群と関係ない人が、近鉄生駒線の沿線をね、ネットでY o u T u b eにアップしてる。結構見てる人もいて、でも、これ見ようと思ったら、ある意味、命がけとは言わへんけども、相当危ない目をして行かないと、去年の12月にちょうど議会だよりの編集で、今回取り上げてるまぐわ淵を清掃してる団体のね、今日は傍聴にも来ていただけてますけど、一生懸命やってはるわけですよ。月1回のね。そこを取材したときに、ここも見せてもらったんですが、行くのに本当に大変な状況です。

こんな写真載せといてね、そこへ行こうと思ったら、知らん人はとても行けない。それを担当課どう思ってるのかなと思って。こういうところへわざわざPR載せといてやね、この1字だけ見たって、今ちょっと部長からまともな答弁を頂きましたけど、一定金かけないと何もできませんって。はっきり言いますけど。

それで、財政好転したって僕だけが言って、ほかの人はみんな財政大変やって言ってるから、なかなか町長も財政ようになったと言わんでしょけども、何も町の金を使うだけじゃなくて、クラウドファンディングとか、いろいろあるじゃないですか。こういう写真もアップして、例えばふるさと納税を募るとか、そういうことも考えてね。

言っておきますけど、あそこ勸請縄にしたって、櫟原の旧大字の人ってもうそんなにいないじゃないですか。人口も減ってるし。それを一生懸命、今、後世につながなあかんということで、NHKで取り上げられた、北小学校で紙芝居をやったり、そういういろんな、何とか残していこうということで取り組んでいるわけでしょう。それにやっぱり行政が応えないと駄目だと思うんですよ。

もうひっくるめてどうのこうのって言いません。ただ、看板については、東山駅につけるべきです。駅出たところに。一番目立つところにやっぱりつけな

駄目ですって。あそこはほんまに整備すれば、散歩道としてはもう最高ですよ。そのためにもね、一番メインのところだけでも、今、枕木についてはですね、何か来年、枕木が入る可能性もあるからとか何とかという回答を総会のときしたらしいですけど、そんなこと言わんとね、ちゃんと町のほうで調達してやってくださいよ。もう細かい話いいですから、町長、どうですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

未整備区間の何か工夫して、ふるさと納税でも工夫してということでございます。方法については、今までマーケットも連携しながらということで、いろいろ整備をしてきたんですが、なかなか難しい状況でございます。

あと、ここには書いてませんが、個人地が、土砂崩れ、崩れて、もう現状もない形状になってるので、相当難しいような状態になってますので、費用的にも相当かなとは思ってます。昔は通れたとは思いますが、一旦、御意見も頂いたんで、団体とも協議しながら検討してまいりたいと思います。

看板については、東山駅に設置してはどうかということでございます。まぐわ淵の入り口に大きな、近鉄が設置した看板が一つあります。ちょっと図柄がちょっと見えかかっているんで、補修は必要だと思いますが、それについては町で対応したいと考えておりますが、いろいろホームページ等もいろいろ掲載して、場所等も分かるようになってますので、それについては、今まで推進の会も一緒に進めてきたんで、協議を一緒にしながら、設置については検討したいと思います。

あと、枕木については、議員言わはるように、一旦きれいにしてはどうかということで、この間もう一度確認もしましたら、全部で百六、七十段のうち、1割程度が補修ということなんで、全部が傷んでないんで、1回処理すれば二、三十年はいけるんで、ほんで、その部材についてなければいいんですけど、幸い近鉄から提供していただいた枕木がまだ二、三十か所分修理するのがまだあるので、当面はそれでいけるのかなと、そう思ってますので、一旦はそれで対応しながら、どうしても無理なようでしたら、また全体を改修するような検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

ありがとうございます。取りあえずまぐわ淵のあの周辺についてはね、早急

にという答弁さっきされましたんで、いや本当にね、早急にしてください。枕木もあるんだったら、それも活用してですね、計画立てて、もちろん全くお金かからないわけじゃないですから、その辺早急にさせていただくことは、これはこれで結構です。

あとね、イベントって別に何も、今すごい、総合文化センターではマルシェなんかが、しょっちゅうでもないんでしょうけども、相当頻繁に行われてますよね。北公園も、せつかくあれだけの公園ですし、多くの人たちも利用されてますし、あそこと一体となったイベントを、町がやるのかどうかは別ですよ。ただ、まぐわ淵周辺の保存とか、竜田川遊歩道の景観の保全とか、そんなんも含めてね、あの辺、春は桜がきれいですし、秋は紅葉もきれいですから、それに合わせて、何も町が何かイベントやれということじゃなくて、ちょっとそういう案内をして、何ていうんですかね、そういう興味ある人たちが散歩に訪れると。そういうことは、ちょっと町としても誘導してはどうかというふうに思いますんで、それと、金勝寺から以南についてはですね、もちろん今おっしゃったように、非常に難しい。難しい問題ですけども、全く手つかずで、ひどくなっているんですよ。ひどくなっているということは、要するに何もしてないからです。

だから、ごみもいっぱい落ちてますし、落ちてるといとか、空き缶やペットボトルが川に、ちょっとよどんだところにたまったりしてますからね。その辺も含めて、ちょっと状況をしっかり把握してね、すぐにはできないでしょうけれども、計画的にやる必要がある。

それと、ボランティアでやってる人たちに対して、もうちょっと町として手厚く応援する必要があるんじゃないか。そういうボランティアに参加する人を町自身が、いろんな意味で、何ていうんですかね、やってもらえる人もっと思うんで、町としても募集といとか、何ていうか、ちょっと応援する必要があるんじゃないかというふうに思います。

竜田川の一斉清掃とかいろいろやられてますが、まぐわ淵のほうはちょっと危ない部分もあるんで、なかなか行けないということは聞いてますけれども、その辺についても意識的に、多くの住民の皆さんが、知っておられる方も多いと思いますけども、全く知らない人もいらっしゃるようなので、その辺についてはしっかりPRしていただきたいなというふうに思いますんで、この問題については今後も引き続き系統的に質問させていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。１点目はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問の２項目めについて、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、可燃ごみの生駒市への処理委託に関係いたしまして、１点目、先般お示ししました可燃ごみの減量化年次計画、これが計画倒れにならない、町の体制強化と担当者の熱意、そして住民の協力が得られるのかということについての見解についてお尋ねいただいておりますので、お答えをいたします。

先般、補正予算を御審議していただく中で、別添資料としてお示しをいたしました。今後、令和１１年までの５年間に於いて、キエーロの普及目標個数を２，０００個を達成をいたしまして、１０万６，０００キログラムの可燃ごみを削減するというものの年次計画でございます。そして、その目標を達成する上での今後の取組についてもお示しをさせていただいたというところでございます。その実現に欠かせないのは、住民の協力と、携わる職員の思いが最重要であるということは十分認識をしております。

そこで、まずは各自治会にキエーロの利用についての意向調査をお願いをしました。その調査結果を踏まえて、キエーロの意識が高い地域において、グループ単位で取り組んでいただけるように、直接自治会へ職員が出向き、働きかけてまいる所存でございます。現在までの受け身ではなくて、アウトリーチによる普及促進を積極的に取り組み、キエーロの効果を住民に浸透、実感していただくとともに、住民個々のごみ減量への意識の高揚につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、現在まで広報では毎月シリーズでキエーロについての記事を掲載をしておりますけれども、一定キエーロについての意識が広がっているというふうに考えますが、まだまだ十分ではないということも認識をしておりますので、今後も様々な方法でキエーロについての情報を発信して、普及が進むように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先般、様々御指摘も頂きました。今回お示しした計画や方策について、数値目標から見た効果検証をしっかりと行いまして、見える形で評価できる仕組み、取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、２点目でございます。生駒市清掃センターへの運搬経費についてでございます。

斑鳩町が１トン当たりの単価を３，０００円程度で検討しているということは確認をしております。本町と斑鳩町との状況では、前提となる条件に大きな違いがございます。斑鳩町は現在、民間事業者へ可燃ごみの焼却を委託をされており、パッカー車へ積み替えるための設備が既に整備がされております。来

年度以降の生駒市への運搬は、大型のパッカー車に積み替えるため、車両が1台、運転手も1名で対応されます。

本町は既存のごみピットを積替え施設として利用いたしまして、道路事情により、4トン車をベースとしたコンテナ車へ積み替えるため、運搬車両は2台、運転手も2名必要ということになります。また、ごみピットのクレーンの運転を行うオペレーターが1名で、合計3名の人員が必要というふうに考えております。

ただ、経費の抑制の必要性は十分認識をしておりますので、少しでも経費を抑えられるように、今後精査をしてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の2項目め、資源ごみの持ち去りについての御質問にお答えをさせていただきます。

全国的に資源ごみの持ち去りが問題になっていることにつきましては、認識はしておりますし、また、条例制定する市町村が存在することも確認しております。しかしながら、資源ごみの持ち去りにつきましては、これまで住民からの通報や相談は特にごさいませんでしたので、実態の把握については行っておらない状況でございます。

よって、現状対応についても実施しておりませんが、今後、その発生した場合の抑止策であったり防止策については検討する必要があると認識しておりますので、他市町村の状況も含めて、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

ありがとうございます。順次再質問しますけれども、キエーロについてはね、私、いつかね、神奈川県の上野原市で最初に始まって、それが新聞の記事に載ったときにすぐこの議会でも取り上げたと思います。それからずっと町のほうはあんまり何もされてなかったんですが、何年か前に自作のキエーロを作って、役場の前において実証実験を担当課自身がやったというのがありました。それがもう既に、中村課長の時代やから何年前、10年ぐらいになるのかね。最近になってやっと本格的にやるということで、これは大いに賛成です。

ただね、もともとですね、斑鳩のように、生ごみの堆肥化を全町的にやると。ただ、これには相当設備投資というか、結構お金もかかります。私も斑鳩町、何回か実際にやってるやり方等も見せていただきました。住民の皆さんの協力なしには全くできないあれですけれども、それに比べれば、キエーロのほうは、

個人個人が意識を持ってやれば、量にもよりますけども、一応、堆肥化じゃなくて、生ごみそのものを消滅させるということなので、なお、うまくいけばなおいいことなんですよね。ごみそのものが減るわけですから。ただ焼却しないというだけじゃなしに、ごみそのものが減るから非常にいいことなんで、今回やっと5か年計画を立てられたんですけどね。

これはね、本当に力入れないと計画倒れになりますよ、町長。その力の入れ方というのは何かといったら、人のマンパワーですよ。担当者をきちっと置いて、その担当者が熱意を持ってどれだけ住民の皆さんに訴えかけるかということなんですよね。経費も比較的、1基作るのに今回委託しても6,000円ですから、そんなに高くつかない。それで住民の皆さんがやっていただければ、ごみがどんどん減って、来年度から委託すればですね、1トン減らせば3万円減るわけですから、3万円になればですよ。

だから、そういう意識も含めて、住民の皆さんにですね、ごみを減らす意義、同時に町の財政的にも効果があるということ、そういうことも含めてしっかり知っていただいて、御協力いただくと。その意気込みをどうするかという、その体制をどうつくるかということなんですよね。

担当課で片手間にやってたのでは、私はうまくいかないというふうに思いますんで、さっき、初日にもちょっと言いましたけども、初日も須藤議員からもありましたけどね、回覧で取り組むかどうかというのを載せてましたけども、あれには、ずっとこの間説明してる自治会で一定まとまってなんて話、あそこにはどこにも書いてない。ただあなたはやりますかやりませんかという。キエーロそのものを知らない人もいるから、はっきり分かりませんが、だから、やると書いてるとこは全部書いてあって、やらないというのが最初何軒かあれば誰もやらないというふうに、そういうふうな傾向があるって、そのとおりかどうかは別にですよ。そういう次元なんですよ。

だから、それこそ自治会単位でやってもらおうと思ったら、熱心に自治会に足を運んでやらないと前へ行かない。これ2,000個あったって、なかなかそう簡単にはいかないと思いますよ。年間320とか書いてますけども、今年、今年度で言えば400でしょう。そこのとこの意気込みをね、もう1回ちょっと町長、町長がどう思ってるのか、ちょっと意気込み聞かせてくださいよ。

それから、2点目の運搬費3,800万円、もちろん言ってることはよく分かるんです。斑鳩との違いもよく分かります。向こうはもう既にもう十何年も運び方してるやつをそのまま継承するだけで、それまで処理している業者が持っていてたのを、今度、町が新たな業者に頼むというだけで、一気に6トンぐらい積める、8トン車6トン積めるって言ってました。だから、そこんどこ

では平群町とは違うのは分かります。

しかしね、今出されてる値段はあまりにも高い。自前でするように、それで当然、新しく造るっていうことはできないし、造るとなったら、またそれはそれで非常に経費もたくさんかかりますから、もちろんあれですけども、どう下げるといえるのはね、僕も具体的によう提案できませんけども、しっかりね、もうこれしか仕方がないじゃなしに、よそのやっってることもいろいろ調べて、ほかに方法もあるんじゃないかと。まだ時間ちょっとありますからね。もう1回そこはしっかり検討し直していただきたいというふうに思います。

それから、資源ごみの持ち去りについては、ちょっとこれね、難しいと思うんですが、今、集団回収している、子ども会とか自治会でしているのは、安堵の仲商店が来ていただいてやってて、これは朝早く来られてるんで、持ち去りとか基本的にほばないように思います。

結構多いのは、今もちょっと減ってますけども、いつときは要するに水曜日の粗大ごみのときにね、金目のもんとか、そういうものはよく業者さんが来てね。ちょっとええのか悪いのかどうか分からないですけどね。持っていてもうたほうが、平群町処分するのが少ななってええのかも分からないし、それはちょっと分からないですけども、ただ、全国的には、福岡では非常に大きな問題になってるという、これは多分、缶、瓶とかそういうのを出してる時やと思うんですよね。平群町でなければ、それはそれで結構です。この件はもうこれでいいですけど、あと2点については、ちょっと町長、どういうふうに思われてるのか、答弁いただけますか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

ごみの減量化については、再資源化も含め、町民の皆様や事業所の多くの方々の御協力を頂くことが一番重要ではないかと思っております。また、ごみの減量化によりごみ処理代の減額にもつながることから、ごみの減量化については、職員体制を含め、鋭意努力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、2点目、運搬経費の件でございます。議員おっしゃっていただ

きましたとおり、しっかり他市町の状況なども調査をさせていただいて、今後検討した上で、この運搬経費のみならずですね、今後、生駒市への委託の件につきましては、いろいろとお示しもさせていただいて、また議会のほうにも報告もさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

町長から体制を強めるというふうにおっしゃっていただいたので、ぜひね、もうこれは絶対失敗は許されないというふうに思いますんで、何とか頑張っていたきたいというふうに思いますし、体制を強めてですね、しっかりやっていただきたいと。

私たちもやっぱりごみを減らすという点と、それから、できるだけ経費を少なくすると。その少なくなった分については、当然、町のほうも広報で、これだけキューロで生ごみが減って、燃やすごみがこれだけ減りましたよということとね、年1回ぐらい報告できるようにしていただければね、そうしたら住民の方は、自分たちが努力すれば、それだけ町の財政も、経費が削減されて、それが様々な福祉にも生かされていくというふうに思ってもらえるようにしていくべきだと思いますので、そのようなことも含めて努力していただくことをお願いして、2点目はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの町長ら常勤特別職等の給与についてお答えいたします。

町長をはじめとした特別職の報酬カットについては、平成19年当時、極めて厳しい財政状況にあり、町行政の最重要課題である持続可能な財政基盤の確立のため、財政再建の一つの手段、目的として、現在に至るまで実施している措置でございます。

しかしながら、御指摘のとおり、この報酬カットについては選挙公約ではありますが、現状として、全国の町村926団体のうち下から2番目ですが、最低額の町につきましては、人口2,811人の町でございます。類似団体及び1万5,000人以上2万人未満の町村では、平群町は全国で最低額となっており、その次に低い自治体の給料は67万8,000円となっています。

また、組織運営として、職員の給料月額との比較においても、職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならぬと地方公務員法でうたわれていま

すが、特別職とはいえ、町長は最終的な責任を取らなければならない町の最高責任者でもあります。そのようなことから検討が必要という意見があることも承知しております。

まずは、特別職報酬等審議会において御意見をお伺いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

経過は最初の質問のときに言いました。私もちょうど議員1期目最後の3月議会でした。あまりよく覚えてなかったんで、家にある議事録見て、思い出しながら質問なんですけどもね。当時、財政が大変、議論があるから、その議論はしないですけど、小泉内閣の三位一体の改革で、25億円あった交付税が、特交も全部入れて18億円か19億円まで減らされた。6億円ぐらい減らされてるんですね。5年間でざっと二、三十億円、累計では交付税が減らされた時代。

ちょうどその時期に、その前の、当時は中筋町長から岩崎町長に替わった時代ですが、その前の北川町長の時代に、いろいろプリズムとか、スポーツセンターとか、そういう箱物が結構建てて、当然、借金もしながらやっているとことで、その起債も相当あって、そこにちょうど国の財政が大変だということ で地方交付税が減らされるというような、ちょうど一番悪い時期に当たった時代で、岩崎町長が選挙公約として4割カットされたわけです。

よく考えればね、町長自身がカットするのは、それは本人がそれで選挙を戦って、自分で提案するんだから、さっき言いました報酬等審議会が、町長自身の公約なんで意見を述べないと。これはこれでええと思う。でも、考えればね、あまりそのときはあれがなかったんですけど、副町長や教育長やその他の非常勤特別職の人たちのまでカットする。それは町長の報酬カットとリンクは本来しないわけです。財政が大変ということ でそれは言われてるわけです。当然、当時の副町長や教育長ももちろん納得して、その議案は次の5月臨時議会と次の6月議会でどっちも出てるわけですけども、納得してるんだからいいということになるんですけどもね。

しかし、よく考えれば、町長自身の公約、それをいつまでも、もう今年で20年目になりますから、どうなのというのは、3月議会で馬本議員からも意見あったと思うんですけどね。それはもう見直すべきだし、今の答弁はそれでいいんですけどね、三役だけじゃなしに、非常勤特別職も含めて、当然見直すべ

きです。

今回ここでは述べませんでしたけども、だから答弁は要りませんけども、管理職給料も平群町は安い。生駒市なんかと比べても、職員のラスパイはいつも生駒市と一緒にぐらいで、平群町は高い高いと言われてるんですけど、管理職は生駒市の半分ですよ。そこのところはもうちょっと考えて、特に財政大変とか、ほんで今、そういう時代に何が大事かといったら、職員一丸となっては大事ですけども、特に管理職の皆さんがやる気出してもらわないと、それをですね、管理職にはなりたくない。要するに土日の出勤も多くなって、残業手当もつかない。そうなったらモチベーションどうなのっていうのも含めてね、私はしっかり議論すべきだと思うんです。そこも含めて考える。

非常勤については、ちょっとどう考えてるのか、今答弁なかったんで、管理職のほうはそっちでまた協議してもらったらいんですけども、非常勤特別職についてはですね、この間、今ちょっとましになってます。最初、月額で3割でしたか、日額で15%か20%カットしてたのを、今5%ずつ緩めていってると思うんで、でもそのままずっと来てるんですよ。それもどう考えてるのか。

それも含めて、今の平群町の財政事情で、本当にね、職員の給料カットこれまでしたり、いろいろやってきましたけど、そのことは効果あったんですか。見かけの、見かけとして財政の、要するに支出が減りました。そやけど、実際、職員のモチベーションとか、いろんな仕事の、何ていうんですかね、はかれない部分でね、私は一定マイナスの部分相当あったというふうに思うんです。計算できないから何とも言えないですけどね。そのことも含めて私は見直すべきだと思うんですが、そのことも含めてちょっと答弁してもらえますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、1点目の非常勤特別職の報酬カット等についてということですが、非常勤特別職の報酬につきましては、今の条例では、附則で令和8年3月までが期限となっております。それ以降は元に戻るような今の条例ではございますけれども、社会的に人件費が上がっていることもあったり、そういったこともございますので、非常勤の報酬額につきましても、今回併せて検討は行っていきたいというふうには考えております。

そして、カット、財政事情とかのあったかということですがけれども、やはり平成19年の時代というのは、実質収支でマイナス5億円、そして財政調整基金も4,900万円しかなかった時代で、そういったところから、三役、そしてまた職員等給与カットを行ってきたということでございます。

そしてまた、財政事情につきましては、効果があったかどうかということで、基金の状況も上昇はしておりますけれども、平群町、行政というのは永続的に、持続的にやっていかないといけないということもありまして、また、平群町は7割が依存財源で、交付税の影響を受ける財政でもありますので、そういった中で、この先の大きな事業もありますので、そういったところも踏まえて、職員給与カット等を一定の効果があったということで考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8 番

もちろんやってるほうが効果なかったなんて言われへんやろうからあれやけど、ちょっと一番短絡的なやり方ですから、もう言いませんけど、どっちにしても、今まだカットしてますよね。もう4月からなくなった。非常勤特別職。それは、ちょっと覚えてないから分からんけど、どっちにしたって、それは元に早く戻していただきたいということと、それからね、町長、ちょっとどう思ってます。2回目の選挙のときもたしかちらっとビラには4割カットを続けますみみたいなことを書いてたけど、御自身どう思います。

あなたも町職員として長いことやってきて、その後、副町長を半年、その後、今もう7年町長としてやっててね、実際に近隣と比べたって、ちょっと調べると、西和7町のうち6町の平均で町長の給料って81万4,100円なんですね。一番財政が悪い、平群町と一緒に悪いと言われてる河合町が一番高いんですね。85万円。あともう副町長も教育長も全部河合町が一番高い。議長の給料もそう。一番高い。あんだけ財政大変で、平群町以上に大変やと言われてる河合町で、全然それ下げずにやってきてるわけですよ。

どうなのというふうに思うので、ちょっと一言だけ町長、この問題について、町長自身どういうふうに思われてるのか。さっきは報酬等審議会にかけるという話が出てますんで、それはそれで結構なことなんですが、町長自身の公約でありましたから、ちょっと一言お願いできますか。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、質問にお答えさせていただきます。平成19年3月議会で、前町長が給料を4割カットということで選挙公約で当選をされ、時限立法ではなく本則での改正案が可決されました。平成19年度以降については、常勤特別職の給与改定は行われておりません。

町政は誰が町長になるかによって大きく変わります。現在、他業種にいる有能な人材などに首長を目指してもらうためにも、私は町長の給与はある程度水準を確保しておくべきだというふうに思っております。

本町特別職の報酬等の額につきましては、複雑・高度化する職務の内容及びその職責、近隣自治体や全国の類似都市と比較して低い水準にあり、他の地方公共団体の状況、社会情勢の変化などを踏まえ、適宜適切に特別職報酬等審議会において議論を頂くべきものであると考えております。特別職報酬等審議会で諮問をし、意見を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8 番

ありがとうございます。ぜひそうしていただいて、早急に結論を出して、議会のほうに諮っていただきたいということをお願いします。この件はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問の4項目めについてお答えをさせていただきます。

1点目の町内の国民健康保険加入者の令和7年3月末時点での各それぞれの人数関係でございます。これらの人数につきまして、国民健康保険加入者を対象としてお答えさせていただくことができますのは、マイナ保険証の発行人数のみということになりますので、その他の人数につきましては、町全体での人数でお答えをさせていただくということで御了承をお願いいたします。

それでは、まず、マイナ保険証の発行人数でございますけれども、2, 360人となっております。

続いて、マイナンバーカードの発行人数ですが、保有数として1万4, 411人となっております。期限切れや更新済みに関する人数につきましては、今年度、カードの10年更新、または電子証明書の5年更新を迎える人数について、概数でそれぞれお答えをさせていただきます。10年更新の期限切れを迎える人数は1, 800人、そのうち更新済みの人数は5月末時点で318人でございます。5年更新の期限切れを迎える人数は2, 200人、そのうち更新済みの人数は5月末時点で369人というふうになっております。

続きまして、2点目のマイナ保険証に関わって担当課に寄せられた相談や苦情の件数と主な内容についてでございます。マイナ保険証に関わる相談内容に

つきましては、相談者や家族のマイナ保険証の登録状況の確認であったり、登録、ひもづけの方法、またマイナンバーカードを持っていないなどが主でございまして、令和6年度の相談件数は102件、ちなみに今年度、令和7年度では、今現在3件でございました。また、苦情と取れるような内容のものについてはございませんでした。

次に、3点目、マイナ保険証の期限切れで受診できない、または受診料が10割負担といった問題の解決策といたしまして、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発送してはどうかということでの御質問でございます。

本町におきましては、国の通知に基づきまして、国保加入者全員にマイナ保険証の保持にかかわらず資格確認書を交付することは考えておりません。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の期限切れについては、3か月を経過するまではマイナ保険証として医療機関等で利用可能でございます。その3か月後を経過するタイミングで申請によらず資格確認書を発行するという事になっておりますし、また、マイナンバーカードを紛失された場合におきましては、再発行の手続にかかる期間に対応する形で申請により資格確認書を交付するといった、そういった対応を取って、行っているところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

町内ではこれといった苦情もないし、期限切れのトラブルも聞いてないということですね。医療機関からもそんな話はないという、町のほうに来てないのかどうか。ただ、全国保険医団体連合会の調査では相当増えてるという。これからなんですよね。

さっきも言いましたけど、7月31日にこれまでの医療保険が基本的に、最終12月1日まで期限のある人もいらっしゃるんですけども、ほとんどの人は7月31日、この間、8月1日から新たに毎年、保険証を発行されて切り替わるのが、去年発行されて、持ってる人がそのまま持っていれば、7月31日に切れると。マイナ保険証に入ってる人は、8月1日からそっちでないと、持っていない人は当然、資格確認書が7月31日までに送られるわけですから、それを医療機関で見せれば受診できるということなんですけど、これからそういうことが起こってくると。

もちろん御存じだと思いますけど、後期高齢者医療についてはですね、資格確認書全員に送るんですよね。平群町も送るんですよね。これとの違いって何なの。75歳以上になったら急にそういうトラブル増えるようなことになるの。

何でじゃあ後期高齢者だけそういう扱いをせざるを得んようになったん。これとの違いを、これを見ればね、全員に、国保加入者、今、平群町二千何ぼですか。加入者は3,558人か。3,558人に送らなあかんわけやけども、それを、そやけど、したからって、何ていうのかな、やっぱり未然にトラブルを防ぐっていう点では非常に大事やと思うんですね。

やってないところがあるのかといえば、人口90万人の東京都の世田谷区、それと、人口分かりませんが、相当人数、50万人以上いてる渋谷区、この二つは早くから全員に送るってなってるんですよ。平群町も3,558人分ね、世帯数にすればもっと少ないわけですから、郵送する数は少なくなりますけども、それぐらいはやったらどうなのって思うんやけど、今、国の指導がどうのこうの言ってるけど、じゃあ世田谷や渋谷は、国の指導関係なく、大事やからやってるわけでしょう。そこはやっぱりそれぞれの自治体の判断でできるわけですから、そこはしっかり考えていただきたい。

ほんで、これからトラブル起きるんですよ。自治体の窓口より医療機関が一番困るわけですよ。今だったらマイナ保険証でうまくいかなくても、医療保険証持っていれば、それで見せれば行けるわけで、75歳以上はそれできるわけですよ。うまくいかなかったらすぐ資格確認書のほうを見せればね。全員持つてるわけですから。だから、両方持ってくださいねって、こう言うわけでしょう。町のほうからも。

後期高齢者医療の資格証明書をいつ送るんですか。それも含めて健康保険課が担当してるわけでしょう。その辺の兼ね合いどのように考えてるのか。もちろん答弁せえと言われたって困るんやろうけど、僕は町は自主的にやっぱりやるべきやというふうに強く思うんですけどね。もう一度ちょっとその辺答えていただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

数点御質問を頂きました。まず1点目、医療機関からもそういったようなトラブルなどの相談といいますか、通告がなかったのかということでございますが、医療機関からもそういった内容での相談、苦情などはなかったというふうでございます。

あと、それと、後期高齢者と国保加入者の取扱いの違いということでございます。議員おっしゃいましたとおり、後期高齢者の方につきましては、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書交付をするわけでございます。その違いということでございますけれども、これらの手続などには直接対象者に説

明する機会が取れないということでありまして、高齢者の場合、そういったＩＴに不慣れで、新しい仕組みへの円滑な移行のために、それぞれ困難が生じるということから、後期高齢者の方には全て資格確認書を発送するということがございます。

また、全国的な事例として、議員今おっしゃっていただきました東京の渋谷区、世田谷区などについては、資格確認書を発行されるということの情報は確認はしております。ただ、平群町におきましては、国の考え方を基本といたしまして、それぞれ国保の加入者の方と、また、先ほど申し上げました後期の高齢者の方とは、やはり状況は異なりますので、国保の方については、資格確認書の発送については行わないということで事務のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○８番

７５歳で切るって何なのって。そんな、個人差はみんなあるわけですよね。７５歳以上だから、手続うまいことようせんやろうから、全部送ってあげるわって、そんなばかにしたような話ありますか。要するに、そういうトラブル起こらないためにやろうとしてるわけでしょう。それやったら、全員にそうしたらええ。

もっと言えば、医療保険証そのまま発行すればええだけの話なんですけどね。無理やりそれをしないからこんなことになってるんですけども、それを自治体は何ぼ言ったらって解決しませんから、国の方針ですからね。しませんから、改善の策として、自治体としては、医療機関とか、もっと言えば住民に対して、一番安心してもらうために何が大事かって考えるのが一番でしょう。それを考えたときに、世田谷区や渋谷区がやってるやり方が一番理にかなってるというのは誰が聞いたって分かるじゃないですか。だから、後期高齢者医療制度のほうでは全員に発行するわけです。二重に発行するんですよ。

だから、それを国の方針があるからって、これまたどっかがやり出して、右へ倣えすればまたやるんでしょう。そんな自主性のない地方自治ってありますか。やってはいけないなんてどこにも書いてないんだから。やったほうがいいんだったらやりゃいいんですよ。お金かかりますからね、ちょっとは。そこんところは、ここは何ぼ言ったらってあかんけど、これはもう町長の決断一つや。部長は判断できないんだから。町長も、県や国から言われてるのに、そんな勝手に平群町だけやって、またよそから文句言われんの嫌やなっていうふうになん

のかも分かんけどね。

でも、どこ向いて仕事してんのやということですよ。そういう話になると。住民のほう向いて仕事すべきでしょってというのが一番私が言いたいことですから、これ以上言いませんけど、やっぱりね、そこを向いて、ほかのことではいっぱいそういうふうにやってもらってるわけですよ。住民のほうを向いて仕事やってもらってるわけです。だから、こういうことでも、ちょっとでもそういう心配があるんなら、その心配を取り除く努力を町の裁量でできるんですから、やっていただきたい。すべきだということは強く申し上げて、まだ5分ほど時間ありますけども、この件について終わりますけど、もう一度ね、しっかり、もう町長答弁求めませんが、しっかりもう一度考えて、町として判断していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

10時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時06分)

再 開 (午前10時20分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号8番、議席番号7番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○7 番

それでは、私のほうから大きく2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目、こども誰でも通園制度についてであります。

これは2026年4月、来年の4月から、ゼロ歳から2歳の未就園児を対象に、新たな制度であるこども誰でも通園制度が始まります。この制度は国主導でつくられ、実施主体である市町村の意見をほとんど聞かずに、全国一斉にスタートすることになりました。

それに向けて、今年度中、約、あと9か月ですけれども、実施に向けて、市町村は基準を決め、条例を制定し、ニーズ調査を行いながら、事業者を募り、認可し、町立の場合は不要ですが、実施体制を整えて、並行して住民に制度を

周知し、希望を受け付け、認定をするなど、様々な準備を行う必要があります。

また、その一方で、こども家庭庁の情報からですけれども、令和5年教育・保育施設等における事故報告集計では、ゼロ歳から2歳児の事故のリスクが高い状況との公表もされていることから、実施責任を負う市町村はこれまで以上に安全性を担保し、行うことが求められます。そこで、幾つか質問させていただきます。

まず1点目、平群町では町立こども園2園ございます。私立こども園が来年4月に1園開園されましたら2園となります。また、そのほかにも一時保育や子育て支援センターなどがあり、現状の中で、こども誰でも通園制度のニーズがどれくらいあるのかとお考えでしょうか。

そして、2点目、来年度から町内施設でこども誰でも通園制度をスタートさせる施設は、現在のところ決まっているのでしょうか。これ私立こども園も含めて、平群町の状況がどうなのかお聞きをします。

3点目は、こども誰でも通園制度の対象となる子どもは、ゼロ歳から2歳の乳幼児であり、かつ、在園児と異なり園に慣れていない子どもを短時間預かることは、保育の中でも困難な要素が多いと言われています。そういう中で、試行的事業の報告からも、経験年数や経験豊富なベテラン保育士が担当している状況があるそうですが、町として子どもの安全性をどのように守っていこうと考えているのでしょうか。

4点目、こども誰でも通園制度の受入れ態勢は、一般型、在園児と合同で保育をする。また、一般型の専用室独立実施をする。あるいは、余裕活用型、利用定員に達していない施設が定員の範囲内で受け入れるというような対応があるようですが、在園児と合同は、現場の負担が増え、在園児の生活リズムが崩れやすくなるなど、負担を感じることにになりやすく、回避すべきだと考えていますが、町のお考えはどうでしょうか。

また、一時保育事業とこども誰でも通園制度のすみ分けをどのように考えているのか。

六つ目には、障がい児や医療的ケアが必要な乳幼児の受入れや、また親子登園についての対応はどのようにしていくのか、お聞きをします。

そして、七つ目に、受入れ人数、利用時間、保護者負担、利用形態は定期利用か自由利用か、または両方で実施するのか、保育士確保はどのように考えているのか。

そして、最後、条例提案はいつ頃になるのかということをお聞きをしたいと思います。

大きく2点目は、感震ブレーカー設置補助金の創設をということであります。

地震に伴う火災の原因の６割以上は電気に起因しています。地震大国の日本で、南海トラフ地震、マグニチュード８から９クラスが３０年以内に起こり得る確率は、現在８０％程度とされています。このような中、防災・減災対策の強化に努める必要があります。

火災が起きるリスクを少しでも減らす対策の一つとして、震度５強以上の地震を検知した際、自動的にブレーカーを落とす感震ブレーカーの設置は、停電から復旧し、電気が使えるようになったときに通電火災の危険から回避できるものであります。

震度５強などの地震に見舞われれば、何とかこんろ等の火を消すことはできても、比較的高い場所に設置していることが多いブレーカーをオフにする行動まではなかなかできにくいのが現状です。最近では、比較的新築の家屋などで感震ブレーカーが設置されることが多くなっているようですが、古い家屋では設置されていないところも多く、消防庁などでは感震ブレーカーの設置を奨励しています。

また、設置経費の一部を補助している自治体も、少しずつですが、広がっています。府県レベルでは補助制度があるのは全国的には１府９県で、近畿では大阪府、滋賀県、和歌山県です。県としては、奈良県はございませんが、県内の自治体として、現在では、大和郡山市、葛城市、広陵町、三宅町、下市町、曽爾村、２市３町１村です。住民の命を守るため、防災・減災の対策の一環として、感震ブレーカー設置への補助制度をぜひ平群町でもつくっていくべきではないでしょうか。

以上、大きく２点にわたりまして、明確な御答弁よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問いただいております１項目めについて、順次お答えをさせていただきます。

まず、１点目のこども誰でも通園制度のニーズの把握でございますが、アンケートなどでの集計は行っておりませんが、昨年度に策定をいたしましたこども計画の中でその見込み量を算出をしております。算出方法といたしましては、過去の出生率に基づくコーホート変化率法により、令和８年度制度開始当時は月８人の利用があると見込んでいます。

次に、２点目の実施施設が決まっているのかということでの御質問ですが、現時点で決定には至っておりませんが、町内の私立園に実施していただく旨の打診を行っております。その返答により、公立園、もしくは私立園で行

うかを決定してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の誰でも通園制度利用時の安全性の確保についてでございます。まず、新入園児と同様に、慣らし保育の実施が必要であるというふうに考えております。慣らし保育を実施することで、誰でも通園制度を利用する子ども、またその保護者が安心して利用していただくことができ、子どもたちや保育士への心身の負担軽減が図れるものと考えております。

また、試行実施しておられます他の市町村では、経験年数や経験豊富な保育士を担当に充てるということで、議員一例をお示しいただきましたけれども、本町といたしましては、通常保育と同様、勤務年数や経験年数に関係なく、保育士全員が子どもの安全・安心を最優先に考え、日々保育に従事するよう、徹底をしてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、一時預かり事業とのすみ分けでございます。事業の趣旨といたしまして、一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対しまして、誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない経験を通じ、子どもの育ちを応援することが主な目的である点について、まず大きな相違点があると認識をしております。

そこで、誰でも通園児の受入れ態勢としてのすみ分けといたしましては、後ほどの御質問の回答と重複する部分もございますけれども、一時預かり事業との一体的運営として実施する場合、一時預かり事業と誰でも通園制度利用児が合同での保育となります。また、一般型の専用室独立実施とした場合につきましては、それぞれ独立した保育となります。実施方法により、保育士の配置等、体制整備に課題がございますので、現在、慎重に検討を重ねているところでございます。

次に、5点目、誰でも通園児の受入れ態勢につきましては、仮に公立園での実施となりますと、議員御指摘のとおり、在園児との合同での保育は、現場の保育士や子どもたちへの負担が増大し、保育への影響を及ぼしかねませんので、一時預かり事業との一体的運営、もしくは一般型の専用室独立実施が望ましいものと考えておりますので、体制整備を含め、検討を進めているところでございます。

次に、6点目、障がい児や医療的ケアが必要な乳幼児の受入れ及び親子等についての対応につきましては、それぞれ障がい児であれば障がいの特性に応じた対応を、医療ケア児の受入れにつきましては専門の従事者を配置するなど、保育体制を整備する必要がありますので、その都度、その体制整備が可能か否かによってその判断を行うこととなります。

また、親子通園ですが、試行実施している他市町では、園に慣れるまでに時間がかかる子どもに対して初回のみ取り入れている事例というのがございますので、そのような対応も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、7点目、受入れ人数、利用時間、保護者負担、利用体制は、また、保育士確保についての御質問でございますけれども、実施施設が決定していない現時点で詳細については決定はしておりませんが、基本的には国が示す指針に基づきまして決定することになりますので、今後、施設等が決定すれば、様々な形態も検討の上、お示しをさせていただきまして、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、8点目、条例提案はいつ頃になるのかということでございます。私立園が行う場合には、平群町から認可を受ける必要がありますので、令和8年4月から事業実施する場合は、令和7年度中に認可を受ける必要があります。手続にも時間を要しますので、遅くとも12月議会には条例上程をさせていただきまして、御承認賜う必要があると考えております。

いずれにしても、令和8年4月開始に向け、詳細について方針を決定し、遅延なきよう推し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

現時点ではまだどこで実施をするのかということは決まっていないということなんですけれども、町内の私立園に対しては実施の打診をしているということでした。これ大体いつ頃決まるのかということ、行政としてね、後の準備も含めてあると思うので、どれぐらいをめどに決定していくのかというのを考えておられるのか。

それと、もし私立園の方が手を挙げれば、スタートは1園だけだから、私立園に、まあ言うたら、来年4月からのスタートをお任せする形になるのか、私立園もあるけれども、町立としてもその準備を進めてやっていこうという方向性を持っておられるのか、この点についてはどうなのかということをお聞きをしておきたいと思います。

それと、あとの安全性について、いろいろ部長のほうから答弁があったんですが、これが私立保育園が手を挙げてスタートするとなれば、今おっしゃったようなことについても、私立保育園に対してそういう形で実施をしていくとい

うことで行うようになるのかどうか。その点についてはどうでしょうか。

あと、それとですね、受入れ態勢についてのところで、子どもの安全性を守っていくところで、誰でも通園制度の保育士は通常の保育と一時保育以外に保育士をきちっと、何ていうのかな、違う保育士をちゃんと配置をすると。そういう形で、これは公立、私立ともにそういう方向で進めていくのか、その点については再度お聞きをしておきたいと思います。

それと、受入れ人数とか利用時間については、国のほうの状況で、それに、何ていうんですかね、従っていくということですので、受入れ人数的には国は10人以内、あるいは利用時間も1人2時間程度で月10時間というようなことが一応今のところ言われています。保護者負担についても、1回につき300円程度ということで、一応今そういう方向性が示されているわけですが、そういう方向で平群町でも、これは私立、公立問わずそういう方向で進めていくということになるのかということですね。

ただ、これ受入れ態勢を各保育園がどの程度取れるのかということは、園によって変わってくると思います。そこら辺の情報も含めて、私立園に打診をされるときに、きちっとそういうことも伝えて、私立園として検討してもらうということになっていると思うんですけども、そういう意味で、そこは確認をしておきたいと思います。

それと、保育士の確保というのは相当、今現在でも難しいというような思いもありますので、そこら辺本当にそういう月8人程度の利用で保育士をきちっと確保するというのはかなり難しいんじゃないかと思うんですけども、この辺、どのような雇用形態の中でそれを確保していくのかということとはちょっとお聞きをしておきたいなと思います。

すみませんが、以上、再質問についてちょっとお答え願えますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

数点再質問いただきました。答弁漏れなどございましたら、また御指摘を頂けたらと思います。

まず、1点目でございます。私立園に今、実施をしていただけるかどうかということで打診のほう行っておるわけでございますけれども、いつ頃に決まるのか、回答をもらえるのかということでの御質問であったかと思います。

我々といましては、先ほどの答弁にもありましたが、12月に条例を上程をさせていただきたいという思いがございますので、逆算いたしまして、遅くてもやっぱり9月の末までにはお返事を頂きたいというふうに考えてます。

それまでどうするのか、何も考えないというわけではございませんでして、もちろんお断りがあった場合、公立園で実施ということになりますんで、それも含めて、並行して検討を進めておるというところでございます。

その次、2点目でございます。私立園がもし実施をするということで回答を頂いた場合ということで、今のところ私立園1園で実施をしていただきたいというふうに考えておりまして、私立園が実施をされる場合につきましては、公立園、町立では実施をする予定はしておりません。

次に、3点目、私立園で実施された場合の受入れ態勢ですね、安全対策についてということでの御質問でございます。もちろんこれ私立園であろうが公立園であろうが、安全対策については十分配慮をしていく、していただきたいという思いがございますんで、ただ、実施をされますのは私立園での運営ということになりますが、我々としましては、こちらの要望といいますか、伝えておきたいことの安全対策については十分お伝えをさせていただいて、私立園のほうで御判断を頂くということで、できるだけこちらの意思に沿ったような形の実施ということで、何回か協議はしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、一時保育と合同で実施する場合、また、専用で独立して実施する場合の人員の配置でございます。一時保育と合同で実施する場合におきましては、一時保育で今現在実施をしております職員の体制での実施ということで、誰でも通園児が合同でやるということであって、改めて人の配置ということは考えておりません。ただ、専用室で実施をするということになりましたら、当然、その部屋での保育士が必要となってまいりますので、その配置は行いう必要が出てくるということでございます。

次に、国の基準に従って決定していく、これが基本になってくるということで答弁をさせていただきましたけれども、私立園で実施される場合におきましても、国の情報といいますか、国の基準は十分お伝えをさせていただくということになろうかと思いますが、実際の実施に当たっては、私立園での実施運営について決定をされることになりますんで、必ずしも国の基準で実施をされるということで限りはないということでございます。

あと、それと、保育士の確保ということでございます。これは誰でも通園制度が始まる始まらないにかかわらずですね、今の状態でも保育士の確保は困難を極めているところでございます。なかなか配置難しい点もございますけれども、これらについて、誰でも通園制度が実施するに当たってですね、必要であれば総合的に判断をさせていただいて、ニーズであったり、それぞれの課題を把握した上で判断をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

今、ちょっと部長のほうからえっと思ったのが1点あって、誰でも通園の子どもたちと一時保育の子どもたちと一緒にする場合、新たに保育士を配置する考えはないというふうな答弁をされたと思うんですけども、いや、それ違うやろうと私は思うんです。

もともと一時預かりの事業と誰でも通園制度というのは、基本的に対象が全然、すみ分けをされてるところではそういう回答をされながら、だけど、保育は一緒にできんことはないですよ。したとしても、それはそれで、その子どもたちに必要な、私は保育士はきちっと配置をすべきだと思うんですよ。そうしないとおかしいからね。ちょっとその答弁はちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、この点についてもう一遍考えてください。

それと、私立保育園がやりますよということをオーケー出したらそこにお任せをするということだと思います。ただ、月8人ぐらいの子どもたちで、私立保育園でそのための対応を取るというのはかなり難しいんじゃないかなというふうにちょっと私自身は考えるんですけども、それは結果が9月末ぐらいまでにはその返事をもらうことになっているということで、町としても並行してその準備は進めてるということですね。できるだけ早い段階でやって、少なくとも4月スタートのときにはきちっと実施ができる体制は取っていただきたいというふうに思うんですけども、さっき聞きました、新たな保育士を合同で一時保育とやる場合は考えないというのは、ちょっと対応できないのではないかなというふうに思います。このときはやっぱり内容も違いますので、そこはちゃんと、きちっとした保育士を配置をすべきだと。

今、一時保育は15人程度だと思うんですけども、1日受入れ、ですよ。そこにプラス10人程度の1日、10人程度ならば8人ですから、もうちょっとあれするのか、毎日開くのか、週に何回かというのも、ちょっとどうなるのか分かりませんが、だけど、きちっと事業、中身が全然違いますので、保育士としてはきちっと別に配置をすべきだと思うんですけども、この点について再度お答え願えますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません。大変申し訳ございません。私、答弁誤りをしております、一

時保育は一時保育の保育士を配置をいたしますし、誰でも通園制度で必要な保育士は必要な数を配置するということで、申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。

○議長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。当然、そういう対応をしていただかないと困りますので、ぜひそういう形で、ほかに一時保育をやっている私立は今のところないですし、4月から新たにもう1園、北幼稚園がこども園に変わるということで、しますので、少なくとも平群町で問題なくスムーズに子どもの安全が守れて、この通園制度がスタートできるように、行政としても、実施主体はあくまで平群町となりますので、その点は十分配慮をして、私立園との情報交換も含めて対応していただきたいというふうに思います。この件については以上で結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの感震ブレーカー設置補助金の創設についてお答えいたします。

近年、大規模地震が全国各地で発生し、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災など、地震による火災の約6割は電気が原因と言われています。

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときにブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具であり、電気火災を防止する有効な手段であることは認識しております。

しかし、感震ブレーカーの認知度はまだまだ低いことから、まず、町といたしましては、まず、今後、広報紙や公式ホームページなどを通じ、感震ブレーカーの存在、必要性を住民に周知し、また、防災訓練による感震ブレーカーのデモ展示等を行い、電気火災から家、地域を守るという普及啓発に取り組んでまいります。

補助金制度につきましては、感震ブレーカー導入のための補助金制度を創設している自治体はまだ少ない状況ではございますが、内閣府から公表されている防災情報によると、感震ブレーカーの普及に向けた主な論点整理という中で、感震ブレーカーの設置義務化とかが論点に挙げられている状況でもあります。そのようなことから、今後、国や県の動向を注視してまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7 番

広報など、いろんな形で住民に知らせるというふうに、今、部長の答弁だったんですけども、そこでちょっとお聞きをします。この問題についてはね、我が党の稲月議員が2019年の議会でも取り上げてます。そのときには、実施されてるのは県内で三宅町だけだったというふうに思うんですけども、それプラスね、そのときの答弁として、とにかく同じように、広報など、何ていうの、知ってもらふことを広げていくという広報活動をしますということで、結局、補助金の創設はしないということでの御答弁があったと思うんですけども、じゃあこの間、平群町としてね、その必要性については十分、御認識としては持っておられると思うんですけども、じゃあこの間どのような形で住民への周知を図ってこられたのか。

それと、当然そうやっていく中で、平群町で感震ブレイカーの設置が徐々にでも進んでいる状況などのね、そういう設置されてる御家庭が広がってきてるというようなことも、当然、やっぱり調査していただくことでね、やっぱり広報すればこうやって住民の方たちの関心が高まって、防災意識も高まって、そういう一つとしてやってよかったなというふうな結果に導き出されてるんやったらいいんですけども、そこら辺はこの間どのような形でされてきたのか、まずその点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

今までの平群町の取組ということでございますけれども、平群町につきましては、まず、令和3年もそうですけれども、まず、感震ブレイカーの必要性を広報紙に掲載させていただいております。そしてまた、今回新たに暮らしの便利帳といったところでも掲載させていただきまして、昨年度かな、防災訓練を行ったときには、そこには感震ブレイカーの展示を行いまして、そして、業者さんからの説明を受けるといった、そういった取組も行っております。

そしてまた、県内の状況も、以前は三宅町だけということでしたけれども、今回、議員お述べのとおり、6市町村かな、やっておりますけれども、ただ、また、大和郡山市と下市町さんについては、直接個人にというふうな補助金ではないようなこともちょっと、なっております。そういったことから、また、

県レベルにつきましては、和歌山県とか滋賀県、大阪府は密集市街地だけとなってますけれども、そういったところで、奈良県とも、そういったことを要望するじゃないですけれども、全体に検討を進めていけたらなというふうに思っております。

そしてまた、徐々に進んでいるのかということですが、やはり御自宅の部分がありますので、その調査はしていないということで、まだ町として、町内でどれだけ設置状況が進んでいるかというのは把握はできていない状況でございます。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

調査をなかなかするのは難しいので、調査ができていないということなんですけども、やはりね、何らかの、何ていうのかな、もっとアピールする一つとしては、やっぱり補助金をつけるということが、私は住民にとっても、それやったらやろうかというふうに動きにつながっていくと思うんです。

今朝のちょっとニュースで見てたんやけど、家具とかの転倒防止のためのあれがなかなか進まない。設置が進まないという、だから、そういうふうな、まあ言うたら、必要ですよということは言うんだけど、それだけではやっぱり実際には防災対策として進んでいかないという状況があるので、違うアプローチをやっぱり考えるべきではないかというふうな専門家の御意見なんかもあったわけです。

そういう中で、この感震ブレーカーの補助金は、非常に大事ではないかなというふうに思います。特に平群町は高齢者世帯、あるいは高齢者の独居もかなり増えてますし、近隣でも高齢化率高いですよ。そういう中で、震度5の、まあ言うたら、地震が揺れたとして、ものが倒れる可能性も高いわけです。そういう中で、高齢者がブレーカーを落としに行けるんかっていったら、非常にこれは難度の高い問題だというふうに思います。我々の年代、あるいはもうちょっと若い年代でも、やっぱりそんだけパニックになってしまって、そういうことにまで気持ちが行かない。そういう中で、電源が落ちないまま復旧したときに、火災を起こす危険性が非常に高いということですのね。

少なくとも私は、高齢者の世帯の方々からでもやっぱり進めていくと。そして、平群でそういう電気が原因での火災、地震に伴う火災の原因が電気で起因するということを少しでも減らしていくということが必要だと思います。

そういう意味では、平群町、この間多少、多少と言いますとあれですが、財

政も少し好転してきているようですし、今、特に防災・減災の対策というのは非常に求められてるときですので、その一つとしてやっぱりこれをとにかくちょっと、対象者をある程度絞ったところからでもですね、とにかく広げていく努力が必要だと思うんですけど、再度この点について御答弁いただきます。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員お述べのとおり、感震ブレーカーの補助金ということで、やはりそういった部分があれば普及が広がっていくのではないかとということも確かにあるかなと思います。

ただ、葛城市でもそうですけれども、やっぱり三宅町でも、やはり補助金を制度化しても、件数としてやはりちょっと少ない状況でもあると。そしてまた、感震ブレーカーについても、御存じのように、いろんな、分電盤タイプであったり、簡易タイプであったり、いろいろあると。

そこで、感震ブレーカーの一つちょっと懸念されているところが、夜中にブレーカーが落ちたときに真っ暗になると。今やっと、今やっとじゃないですけど、ブレーカーが落ちるまで一定時間、3分程度の猶予が起きる製品も出てきてると。そういった状況もあります。

だから、まずは、そういったことも踏まえてですね、いろんな情報をまず住民の皆さんに提供させていただいて、そして、町全体でこの感震ブレーカーの必要性というのを皆さんに分かっていただく取組をまず行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

今、部長おっしゃったいろんなタイプがあるのは私も知っています。ただ、後づけの部分でいけば、3,000円台から1万円ぐらいで、後づけの部分、分電盤に組み込まれたのはもっと高いですけども、それぐらいの範囲であるわけですし、その2分の1で上限、いろんな平群のそういう部分では決まってるんですけど、そこら辺もちょっと考えていただけて、まずはどうやって広げていくかというところで、やっぱり私は一定そういう平群町の姿勢として補助金を創設するということは必要だと思いますし、それと併せて、行政側の働きかけというのね、住民に対してのやっぱり、その必要性の働きかけを積極的にもっと、これまで以上にやっていただくことで、やっぱり補助金とセットで進

めていくことで、平群が減災・防災に力を入れたまちづくりで、住民が安心して暮らせるまちづくりに少しでもつながっていくという一つの、私は、ことになるのではないかなというふうに思いますので、この点はぜひ十分検討いただいて、何とかそこら辺が広がっていけるような状況を平群町としてつくっていただきたいということは最後に申し上げて、私の一般質問は以上で終わります。

○議長 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

11時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時56分)

再 開 (午前11時10分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号9番、議席番号2番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○2 番

発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、議長の許可を頂きまして、質問書のほうのですね、写真が三、四つございますが、白黒でちょっと小さくて分かりにくいんですね、許可を頂きまして、カラーのほう、ちょっと大きめにさしもうてます。御参考にしてください。

昨年11月に続きまして、再び5月25日早朝に大量の土砂が開発地より流出しました。フラワーロードでは警察が出動、バイクの転倒事故が発生しています。下流住民や通行車両に重大な被害をもたらす事態が、二度と起こさないと言いながら、再発しました。今回の土砂流出は土砂流という土石流に準ずるような危険なものであったことを京都大学名誉教授が指摘しています。事業者の4号ゲート付近では、ガードレールの上端を土砂流が超える重大な事故であったことをなぎ倒された草が示しています。

これ写真1と写真2でございます。写真1はガードレールの下でですね、ほぼ横倒しに草がなぎ倒された状態で、かなりの流速があっただろうということが分かります。写真2がガードレールの上端の部分で、草が引っかかった状態になっています。これ当然ながら、この上を何らかの形で土砂が流れ越えたと

いう状況を示しています。

土砂流というところを若干説明申し上げますが、2層に分かれて土砂が流れ出る状況ですね。土砂流ともいうふうにいるそうでございます。下半分が土砂が液状化した状態、上半分が濁流というふうに言われる。濁水ですね。2層になって流れ出る状態、これが、この写真のとおり、1メートル10のガードレールを越えるまで、高さですね、そういう異常な土砂流が発生したということを示しているということでございます。

朝5時頃に事故が発生したとのことですが、農作業や通勤の車が土砂に巻き込まれて、人命に関わるような重大な事故が起こる可能性がありました。実際に、車ではないですが、バイクの転倒事故が発生しています。

前夜の24日午後11時に20ミリ程度の雨が降りましたが、1時間20ミリを超える雨は、実は昨年11月の土砂流出事故以来の雨であったことがアメダスの記録から分かりました。二度と同じような事故を起こさない対策を行うことになっていたはずですが、さらに大規模な事故が対策後の最初の雨で発生したことは、前回の対策が防災機能を発揮するものではなかったということを示しています。県、町が必要な指示を怠ったのか、事故原因と対策に乖離があったのではないかと考えます。

雨が原因となるようなものでなければ、事故の原因は第1に、開発地の真砂土を使用した盛土の施工不良、第2に、沢筋の湧水や沢に集まる雨水などの排除不良、すなわち排水設備の不良が原因で、盛土の崩壊、土堰堤、土堰堤というのは土で造る堤防ですが、土堰堤の崩壊であると考えなければなりません。元請の工事責任者は、事故原因が盛土の崩落が第1原因であることを認めています。

これ写真3でございます。写真の3ですが、これは4号ゲートというふうに業者さん呼んでおられる場所のですね、フラワーロードから100メートル程度でしょうか、のところの盛土になります。写真で御覧になっていただくとおり、完全に盛土が崩落している状態。一番手前が土堰堤という形で、この直上といいますか、すぐ上に防災の調整池があったということでございます。

3行目からまた読ませてもらいます。また、防災施設として、何か所も大型土のう袋を使用した堰堤が設置されていますが、フラワーロード際に設置された大型土のう袋は土砂流の勢いで何メートルも流されていました。

以上のように、今回の土砂流出は、今後、梅雨期、台風シーズンに大雨があれば、大規模な盛土崩壊の危険性があることを容易に想像できることを指摘しておきます。

また、下流の農家の方からは、田植の時期なのに、濁水が水路を流れ、田に

も泥の流入があったと。開発現場を見に来られ、許せないとおっしゃっていました。樺台水路では、水路の土手が崩れ、開発地からの濁流と一緒に下流に流されていました。なぜ事故が繰り返されたのか、事故の状況、原因をまず明らかにする必要があります。基本的な点についてお尋ねします。

1 点目、事故は降雨が引き金になりますが、今回の土砂流による事故の原因をどのように把握されていますか。降雨が事故の原因であるのか、事業者、または町、または県の見解をお聞きします。

2 点目、大量の土砂流出の原因は盛土の崩壊であることは事業者が認めています。また、土砂流の高さが 1.1 メートルのガードレールを越えるような非常に危険な重大なものであったという認識を持っておられるのか、町長にお聞きしたいと思います。

3 点目、住民の安全を守ることは最も重要な行政の役割です。町はいつ、どのように報告を受けて、どのような緊急、応急の対策・対応を行ったのか、報告ください。

4 点目、既に日数も経過しています。事故原因の究明は進んでいるのか、対策は検討されたのかを状況を御報告ください。

5 点目、今後、3 度目となるような重大事故を繰り返さないために、厳重な対策を行う必要がありますが、対策が有効に機能していることを十分に確認する必要があります。残念ながら、町職員には土木の専門家はいないので、大規模開発の施工状況を的確に判断することは困難である。開発工事を一旦停止し、今後の梅雨期、台風期に数回の大雨で実際に防災が機能していることを確認する方法を取るべきだと考えています。開発工事を停止して、盛土等の安全性を確認することを求めたいと思います。もしこのことをせずに、ほかに方法があるならお示しをください。

6 点目、以上の点について、昨年 12 月議会でも御答弁いただきましたが、県と連絡を取りながら対処するということですが、昨年の 11 月の際には、県から正式な指導も警告もされていません。濁水が水路を流れても、条例がないから指導できないと担当部長が議会答弁をしています。このような姿勢では事故を防ぐことができないと考えます。また、開発地外に大量の土砂が流出しながら、県は事故報告を求めています。県に対しても重大な許可条件違反として指導を行うよう求める必要があるのではないのでしょうか。

7 点目、下流住民は水路・河川が濁流まみれになるたびに、さらにひどい災害に襲われるのではないかと繰り返し不安を訴えておられます。原因と対策を明らかにし、早急に住民説明会及び現地確認会等を実施するよう事業者に求める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上 7 点、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、メガソーラー工事についての御質問にお答えいたします。

1 点目の事故の原因をどのように把握しているのかについてでございます。降雨によって開発地の南側の約 4.5 ヘクタールののり面から流れ出た土砂が濁流となり、盛土で構築された堰堤部分に一挙に押し寄せ、その堰堤部分が侵食されたことにより堰堤の一部が決壊し、崩落したことが原因でございます。そして、その大量の土砂が大型土のうの一部を押し流し、町道に流出した次第でございます。

続いて、2 点目の非常に危険な重大なものという認識はあるのかについてでございます。大量の土砂が流出したため、道路通行者や下流水路などに重大な被害をもたらす危険性があったと考えています。

3 点目、町はいつ、どのように報告を受け、対応したのかについてでございます。事業者は、事故が発生した 5 月 25 日日曜日の午前 6 時のパトロールで事故を発見し、午前 7 時頃から道路の土砂撤去の清掃作業を開始しております。9 時 45 分に役場宿直から都市建設課長へ電話連絡があり、10 時 30 分には担当者が現場状況と道路の土砂の撤去清掃作業を確認し、その後、副町長及び担当部課長で現地の状況を確認しております。翌 26 日月曜日午前 9 時に都市建設課、総務防災課でドローンによる現場状況の確認を実施をしました。27 日火曜日には現場事務所において事業者より状況説明を受けております。29 日木曜日午後 1 時 30 分からは、奈良県建築安全課、郡山土木事務所建築課と合同で現場視察を行い、15 時から町長が現場視察を行っております。また、奈良県においては、複数回現場の視察に来られております。

4 点目、事故原因の究明は進んでいるのか、対策は検討されたのかについてでございます。事故原因の究明については、さきの答弁のとおりでございます。対策については、去る 6 月 12 日木曜日に事業者から防災対策工事の計画書が町に提出されております。

5 点目の開発工事を一旦停止し、防災が機能していることを確認すべきについてでございます。現在、造成工事を停止しており、防災対策工事の施工中でございます。防災対策工事がおおむね完成した際に、その防災効果を検証し、奈良県と平群町による現地立会の上、造成工事の再開を検討することになっております。

6 点目、奈良県に対して指導を行うよう求める必要があるのではについてで

ございます。奈良県は事故発生以降に複数回、現地の確認を実施されており、必要な指示を行っているという聞いており、町としましては、事業者への指導を強化するよう求めたいと思います。

7点目、早急に住民説明会及び現地確認会などを実施するよう事業者に求める必要があるのではについてでございます。事業者に対しましては、近隣住民へのおわびと説明を行うとともに、防災対策工事が完了した際には、現地での住民説明会などについて求めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

さすがに重大な事故だという認識だということで、まず、その点をお聞きしたんで、一つ安心と言うたらおかしいんですが、立ち位置がそんなに住民とずれていないのかなというふうにはまず評価したいと思います。

今回の事故が起こりましてね、すぐに、本当にこれ、去年の11月2日に起こった事故以来でね、実はなかったんですよ、今まで。どういうことでそうなったのかというと、まず、取りあえず雨量の確認をさせてもらいました。11月2日以降ですね、今回の6月24日、夜中の11時だったと思います。そのときに20ミリ程度という雨が降ったということで、その間は、実は最大、多分五、六ミリぐらいの雨しか降っていなかったと。これは現地から3キロ程度離れた生駒山のアメダスの観測データで、一応、1時間と10分の降雨量という資料が出ておりまして、それを見ると、そういうことであつたと。

ざっと一通りの御答弁いただいたんですが、まず、状況の把握だと。これについては、それなりに把握をされてるという、私、認識でございますが、その後の対策につきましてね、当然これ、町のほうも、町長、副町長以下、現地にも確認行かれて、県のほうも何回も来られてるということはお聞きするんですが、11月に行った対策がなぜ有効でなかったのか。それとも、全く別の話として今回こういうことが起こったのか。まず、この辺りの認識を確認したいんです。やはりそういう、何ていうんですか、原因と対策というのは、一つ、対のものですから、まずその点を明らかにしていただけないでしょうか。

○議長

都市建設課島野参事。

○都市建設課参事

11月に起こった事故の以降、対策が効果があつたのかということですが、11月に起こった後の対策というのはですね、土砂が流出した原因である場所

の防災上の土堰堤、あるいは土のうなんかの拡大というようなことだったと思います。

問題は、11月に起こった事故のときにはそれなりの対策をしたということなんですが、今回、土砂の流出があった場所というのが、須藤議員言われたように、ナンバー4のゲートの部分。なぜこういうことが起こったのかということとはですね、11月以降も造成工事が続いています。大規模な開発の事業ですから、刻々と現場の状況が変わっていつてると。今回、先ほど述べたような原因についてはですね、新たな事故発生の原因であったと。

問題は、造成工事をやってるその時間の流れの中で、過去の事故に対する対策だけでは、当然、問題を解決することができない。状況が、地形がどんどん変わっていく中で、その状況が変わった地形に合わせた防災対策をする必要があったというふうに考えます。

その中で、今回、5月25日に発生したものについてはですね、11月に発生した時点の地形とは随分変わってます。ナンバー4ゲートの上には長大な盛土のり面があります。それがもし侵食されて崩れてきたときに、どこで土砂を止めるのか、どういうふうに水の流れを安全な部分に導くのかという、そういう対策を、現場が動いていくに応じて常に考えていかないといけないというふうに考えますが、そこら辺の現場での対策・対応というのが不十分だったということが言えると思います。

今後も造成工事というのは続いていくわけですから、現場状況というのが変わっていきます。今回対策をしたということであつたとしてもですね、その対策というのは、今の地形に合わせた対策であつて、今後また新たに盛土だとか切土をしていく中でですね、触っていく土地、触っていく地形、それに合わせた対策が必要だと思います。それがきちっとできているかどうか。それができていないと、また同じような災害が起こる危険性がありますので、そこら辺は非常に、奈良県も含めてですね、町のほうでも、刻々と変わる地形に応じた対策がきちっとできているのかどうかということはしっかり監視していかないと、また同じようなことが起こるんじゃないかという心配もしています。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

あんまり御専門でない方に専門的な質問するのは失礼かとは存じますが、やっぱり人命に関わる問題ですからね。指摘せんとあかんところがたくさん実はあるんです。

一つは、11月の際にですね、原因としては、3号調整池の仮設の池が、オーバーフロー管が働かなかった、放流管が葉っぱで詰まったと。だから、水がたまってあふれたんだという説明だったんですよね。私ね、3号池のあの下、ちょうど櫟原のバス停になるんですが、あそこから4号ゲートのほうにフラワーロードの断面ずっと追っかけました。これね、ずっとね、4号のゲートの辺りからはずっと下りなんですよ。かなり進んで、もうバス停の辺りまで行ってから初めてフラットになってるという状況でね。

11月の土砂流出のときに、実はそれよりもかなり南に土砂の流出がありました。これはもう実際に走って確認してますんで、間違いがないんでね。ちょっと不思議に思ってたんですが、実はやっぱり4号のゲートの辺り、土砂の流出の痕跡ずっとありました。さらに、去年の今頃の時期ですね、6月、7月の土砂流出の際も、かなり大量の今回と同じような流出が実はあったんですよね。

やっぱりね、この点、11月のまず原因が本当に正しかったのかというのを、まず検証を求めたいと思うんです。これ答弁要らないですけど、今回ね、それを考えた上で、なぜこういうことが起こったのかということになりますとね、盛土の崩壊という実は問題が出てくるんですね。これ盛土の崩壊というのは、当然ながら、今回の開発では110万立米ですか、ぐらいの切土、盛土をやるという工事ですから、ここが対策ができていないとですね、これ話にならんわけですよ。状況によって変わるというね、そういうことじゃないんですよ。

初めから盛土、切土、100万立米を超えるような量をやろうという工事、それで盛土が崩壊したと。じゃあほかの箇所はどうなんだと。失礼ながら、町の担当の方がそれを見て分かるんですかということ、私ね、本当に指摘したいんですよ。分かるんなら結構ですよ、本当に。だけど、無理でしょう、はっきり言って。

これね、残念ながらね、現場の東京電設、東京産業の責任者が、村本建設にだまされたと。容量も足らんかったんちゃうかと。そういうふう言ってるんです。じゃあ一体誰がですね、原因やら、安全やら、誰が確認するのかと。町がそれを見回ってですね、点検して、大丈夫だというならはっきりおっしゃってください。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

確かにですね、町のほうで、技術的なものも含めて、それで現場の安全管理等についてしっかりと把握するということは不可能だと思います。それは町でやる、できることでもないですから、本来、奈良県なり、一番大事なのは、そ

の事業者がきっちりやるという、これはもう当然のことなんですが、言われるように。

それと、11月の原因ですね。あのとき、特に3号調整池が、仮設調整池だった3号調整池を本設の3号調整池に切り替えている最中に起こったということで、3号調整池から主に土砂が流れたという話だったんですが、須藤議員言われたように、フラワーロードの道路勾配からすると、3号調整池のさらに南側からも土砂が流出していたということについては、確かにそういうことだったんだろうなと。ということは、それが4号ゲートだったのか、4号調整池だったのかは分かりませんが、少なくとも3号調整池より南側からの土砂の流出も当時あったんだろうということが推測できます。

よって、我々町のほうでもですね、当時、現場を視察等もしましたけども、その後の対策について、それが完全なものかどうかということまではなかなか判断もできませんし、今回についてもですね、町のほうでこれで大丈夫ですという太鼓判を押すような技術的な知見ありません。それについてはそのとおりだと思います。

○議長

須藤議員。

○2番

誠実に私は答えていただけたと思ってます。やはりね、一番分かっているのが施工者ですね。当然ながら。施工者が図面どおりやったらそれで安全かという、実は違うんですね。設計がどうかというのは、またもう一つ大きな問題が実はあるんです。

盛土が崩壊したというのは、実はその点なんですね。何ていうんですか、施工不良だけであればまだいいんですけど、設計そのものをもし誤っておったら、これはもう、とてもやないですけど、小手先のことで対策にならないんです。そこが一番大事なところで、じゃあそれを誰が一体担保するのやという話でね。

これ行政のほうから言うとね、さすがに、いや、うちの責任ちゃうでということをやっぱり、これ普通に私はね、発想されると思うんですけど、実はね、今回の事業というのは、当然ながら、対象が民有林なんです。民有林を要は林地開発しようというところに、林地開発許可制度というのがあるんです。例えば国の森林だとか、これ対象外なんですよ。あくまで民有なんです。その民有のところを開発するに当たって、災害のおそれ、水害のおそれがあるということになれば、開発を許可しちゃ駄目なんです。言い方は逆ですよ。おそれがあるかどうかを確認して、なければ許可をしなければならないというのが許可制度なんですね。

だから、もともとこれ民間の事業だから、やって、業者が安全だと言ったからええんだということではなくてね、許可制度ですから、その安全を審査して、これなら大丈夫と。普通に考えればこれアウトなんです。災害のおそれ、水害のおそれがあると。だから駄目ですよ。ただし、池を造るなり、防災の沈砂池を造るなり、その他対策をすることによって安全を確保されるから許可をしましょうと。そういう流れになるんですね。

ところが、今回、何が起こったかなんです。実は盛土の崩壊というのは、やっぱり本当にこれ許されないところ、まず。その次、防災調整池があって、土堰堤で仮設で水を止めますと。これも実はそれ自体は問題ないんですよ。土堰堤で止めましょうと。工事の進行によっては場所を変えていきましょと。ちゃんとなってるんです。だけど、それが崩壊しちゃ駄目なんですね。崩壊した時点で防災設備がない状態になってるんですよ。盛土が崩壊したら駄目なのが崩壊してる。だから、当然ながら、安全のために設置された防災調整池が崩れてしまう。おまけに、それが下まで土砂流となって流れ出たと。実はトリプルの危険な状態が起こっているんですよ。この状態に対して、町が十分な安全の確保、確認は難しいと。困難ですと。これは当たり前のことなんです。行政はそこまでやるのが仕事じゃないですから。

私もね、何らかいい方法がないかなということは大分考えさせてもうたんです。実は、当然ながら、例えばコンサル雇うとかですね、こういう話もあるんですが、やっぱりね、そう簡単なことじゃないですよ。費用もかかるし、コンサル雇ったからいうて、すぐ明日から役立つか、そんなこと絶対ないですから、しっかりやっぱり設計書を見て全部チェックしないと駄目で、担当者はそこで十分かかっちゃうんですね。

であれば、私は、ここに書かせていただいたようにね、5点目に書かせてもらったんですけど、実際の雨で本当に大丈夫かどうかというのを確かめるべきではないかと考えています。去年も5月、6月、7月、それから11月と8度、災害が起こってますが、残念ながらね、これ全て20ミリ程度の雨が降ったときに必ず起こってるんです。ほぼ100%です。私の調べた範囲では。それ以外事故が起こってないのは、雨が降ってないだけなんです。

そういう事情ですから、私は、ここ書かせてもうたような、5点目、実際の雨で検証して、それで大丈夫かどうかというのをぜひやってほしいと思います。その間ね、業者はこれだけの災害を起こして、繰り返してるわけですから、まず安全を確保するということを町から、どういう形になるんか、命令する権限ないと当然おっしゃるんだろうけれどね、住民の安全を守るために、町として、要望という形になるんでしょうか。実際はほぼ命令になると思いますが、そう

いうことをやる必要があると思うんですが、町長、お考えをちょっと聞きたいなど。町長権限ですよ、この辺りになってくると。いかがでしょうかね。

○議 長

須藤議員にちょっと申し上げます。大きな項目の一問一答ですが、小項目の一問一答ではないので、話の流れ上、一つずつ押さえていくということも十分理解できるんですが、ルール上そうなっておりますので、そうしますと、あと6番、7番のことについてはもういいという理解でいいんですか。もしあるのであれば、少しちょっと触れていただいて、進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。須藤議員。

○2 番

慣れてないもんですみません。1点目、2点目、3点目、4点目、ここら辺は大分もう議論ができてると私は思ってます、その結果としてどういう対策を取るかということで、5点目ということになるんですね。

6点目、7点目に関しましてはね、まず、公的に記録を残すこと。どういう原因でどういうことになったのかって、これ事業者が前回の11月のときには報告書という形で町にも県にも出してるようなんですが、反対が、私、今までいろいろお聞きしている範囲でないんですね。例えば町からこういう、例えば要望したとか指導したとか、県からこういう指導があったとかというのがないのでね。公的に記録が残らないというふうになってしまうんで、それでは業者はやっぱりやりたい放題やとなってしまうんじゃないかって懸念があるんですね。

ということで、6点目については、やっぱりしっかりした記録を取るべきだと。残すべきだと。町の意味も業者に対してしっかり示すべきだと思っています。7点目に関しましては、指導するというふうにお聞きしてるんで、この点については結構でございます。

○議 長

島野参事。

○都市建設課参事

防災対策に対するその効果の確認ということで、それまで造成工事を停止すると。一つは、町のほうでも、当然、今現在、造成工事停止されており、防災工事をやられてるということで、町のほうでもですね、現地でもそのように、まずは防災工事をやりなさいということで言ってます。これがいわゆる行政指導になるのかどうかということですが、基本的にはそういう現場でも指示をしているということです。

また、それが記録に残るような形で残しておくということも含めてやっていきたいと考えてます。

以上です。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、須藤議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年の11月、そして今年の5月と、2回も大量の土砂の流出があり、通行者や、また下流水路など危険な状態になったことにつきましては、事業者に対して本当に遺憾であると思っております。住民の皆様が一番心配されるということは、やはり災害が起こらないということが一番心配されると思います。住民の安心と安全を守る立場から、町としましては、奈良県と連携しながら、事業者に対して指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

かなり今回の件に関しては、町のほうも危機感を持っておられるというのは分かりました。参事おっしゃったようにですね、やっぱり密室なんです。業者と町なり県なりが話をされる。口頭でというふうにね、基本なってるようなんです。その文書を本当今まで見たことがないので、要求もして県にも言ってるんですが、県の森林環境課さんはない、文書はないと。してないとおっしゃってましてね、今回の件に関しても、業者からの報告書を待っていると。その中身を確認するんだという姿勢なんです。そういう形ではね、今、町長御答弁いただいたようにね、やっぱり住民の命、安全を守るという点からですね、しっかりしたやっぱり指導をやらないと、文書によってやらないと。

もう一つは、繰り返しになるんですけどね、実際にチェックする能力、私もそれについては自信がありません。造成の大規模なやつで、どこまでが安全でどこからが危険なのかというのは非常に難しい話でして、そういうこともあってですね、例えば9月までやるとしたら、6月、7月、8月、9月ですよ、4か月。その間は開発工事をストップして、対策を立てて、実際の雨で確認をしませんかと。一番確実じゃないですか、それが。この点ちょっと御答弁いただかんかったようなので、もう一度確認したいと思います。

○議 長

島野参事。

○都市建設課参事

一つの確実な方法として、大きな雨を待って対策工事の効果を確認するとい

うのも確かに方法としてはよく分かるんですが、なかなか開発工事を数か月停止させるというところまでのなかなか権限がないので、それについては、適切に奈良県のほうで指導されるということをもってですね、町としては、そのことについて注視していかざるを得ないかなと。

9月まで工事を停止させてというのはなかなか、町のほうではですね、はい、そのとおり指導しますというふうにはお答えはできないと考えております。

○議長

須藤議員。

○2番

行政の役割をどう考えるか。先ほど言いましたけど、森林法の林地開発許可制度というのはどういう趣旨かということも話をさせてもらいました。その上で、そういうふうにおっしゃるのであればね、一体誰が責任を持ってくれるのか。県が持ってくれるんですね、そしたら。そういうことですね。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

先ほど来お話ししてるようにですね、基本的に事業者自らが責任を持って施工すると。それに対して許可を与えた奈良県のほうが必要な指導をやっていくということだと思います。もちろん、直接の権限はないにしろですね、町の住民の安全を守るという大きな責任、平群町にもありますから、それについてはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

なかなかね、そこに関してはよう御答弁されないようですけど、ちょっとね、町長、副町長も含めてぜひ聞いてほしいんですけど、平群の地形というのはやっぱりかなり危険な地形というのはお分かりいただけと思うんです。山が風化花崗岩で、真砂土やと。沢筋がたくさんあってですね、水の出方もいろいろあって、その奥地には過去の土砂災害の痕跡というのはたくさんあるんですね。地形的にも。そういう中で平群の人間というのは住んでるわけです。

特に、下流にこれだけ大きな住宅地があってですね、あなた任せでは駄目でしょう。そこなんです。事業者任せということは、結局、責任は行政にないんだと。そういうことをおっしゃるわけでしょう。それで下流の住民が本当に納得できると思いますか。

私ね、災害のときに、一般の住民、何を判断するかというのを本当に分かってるのかなと思うんですよ。今回だって20ミリの雨でしょう。警報も何も出ないんですよ。その前だって出てないですよ。住民がどうしてもその災害が起こるのかどうかというのをね、確認するなり、情報を自分でキャッチするなりっていうたら、例えば山でね、奥でゴロゴロ音がするだとかですね、濁水が流れる、木の枝やなんかが一緒に流れてきてるだとか、逆に水が止まってしまってるやとか、そういうことを見てね、災害が起こるだろうということを予想しなさい。これ国土交通省がそういうことを言ってるんですよ。住民に対して。

じゃあ今回、濁水出るということに対して、町も県も何を指導したんですか。業者に対して。何もやってないでしょう。濁水出たままですやんか、ずっと。後の始末はやってるけれど、濁水ストップしましたか、今まで。今回だって5月の2日、24日後、濁水が出たままですよ。そんなんで住民何を判断したらええんですか。警報も出ない。真っ茶色の水が山から流れてきてると。住民どうしたらええんですか、そこで。そんな無責任な話ないでしょう。どうするんですか、町として。黙って災害に遭いなさいということですか、住民は。何を目安にしたらええんですか。そこははっきりしましょう。でないと、住民身動きできません。毎日ですね、夜になって、雨が降らんかどうか、ちょっと雨が降ったら川が濁ってへんかどうかって、皆さん言ってはるんですよ。特に樺台の方なんかは。たまらんっておっしゃってますよ、本当に。それを業者任せで、今までこれだけ濁水流したままにしてですね、住民は何を判断したらええんかっておっしゃってください。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

災害の発生を住民がどう判断するのかということについてはですね、確かに難しいと思います。ただ、今回の事故、前回の事故も含めて、さらに対策を徹底させて、土砂の流出等がないように、しっかりと指導する、奈良県も含めてそうやってやっていくということで、事故を防止するという対策をせざるを得ないのかなというふうに考えます。

○議長

須藤議員。

○2番

なかなかまともにお答えないですけどね、町として、下流住民にどんなふうに対処したらいいのかと。こうしたこともないんですか、言葉として。あなた方、自分で判断しなさいと。あとは業者がちゃんとやってくれますと。そうい

うことですか。言葉換えれば。あまりに無責任でしょう、そんなんでは。住民の命何て考えてるのかっていうことになりますよ、本当に。

たかだか3か月4か月停止すること、それで確認しましょうということを提案してるわけですよ、私は。その間、何か問題あるんですか、それで。この業者とんでもないことになるんですか。ならんでしょう。4か月ぐらいのことで。

町長、どうですか、これ。4か月、多分業者さんいわく、月1億円やと言うてはりました、利益が。4億円。4億円ちょっとあんたら辛抱しなさいと。その間しっかり確認しましょうと。お互い納得できるようにしましょうと。住民も行政も事業者も県もみんなで見たらええんです。これから多分1回2回あると思います。今年もね。そのときに確認をしましょうと。一番確実でしょう。町長、どうですか。それぐらい業者さんね、これ誠実にやっていきますって協定書を交わしてるんですよ、西脇さんと。それでこんな事故を2回も起こしてますね、なおかつ業者任せと。それは私はね、あまりにも住民をばかにしてると思いますよ。どうですか、町長。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

全く事業者任せで、行政側から何の手だてもしないと、あるいは指導もしないということは申し上げてません。業者の言いなりになって、何も町としても奈良県としてもしないのかということではないと。ただ、造成工事を3か月4か月停止させる云々という話ですが、それは先ほどお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

同じことばかり話をしたら、また議長に怒られちゃうんで、ですけど、最後、確認をさせてください。やっぱりね、対策をやって、先ほど言いましたけど、盛土が崩壊して、調整池が崩れちゃって、なくなっちゃって、それで土砂流が流れ出たと。こんな危険な状態ですって、今一生懸命、多分それは防災の工事やってはると思いますよ。だけど、私が6月2日にドローンを飛ばしました。3号池どうなったか。見てはるんやから、これ分かると思うけどね。3号池、調整池またなかったですよ。6月2日時点で。4号池の崩れたところどうなってるか。残念ながら、本当に泥を持ってきてぺたぺた貼っただけ。転圧も何もできないです、あんなんでは。それ認めてるんですか。そういうのを確認され

てるんですか。それが対策ということですか。そんな危険なもんやったら、これほんまに実際の雨で検証しないと無理ですよ。工事を止めろと言ってる意味じゃないです、だから。防災施設の安全を確認しましょうと言ってるんですよ。その権限もないんですか、町には。誰が守ってくれるの、住民を。どなたか本当責任ある答弁お願いできませんか。

○議 長

島野参事。

○都市建設課参事

今回の土砂の流出事故を受けて、事業者のほうからも防災対策工事の計画が出ております。それに対して、また奈良県とも一緒にですね、その防災対策の工事の完了に伴って、また現地の確認をしていくと。

3号調整池についても、4号調整池についてもですね、今回の防災対策の中にも盛り込まれておりますので、誤解のないように申し上げますと、4号ゲート、今回原因になりましたけども、4号ゲートだけ、その周辺だけを対策するというのではなくてですね、基本的には4号調整池の上部についてもですね、一部崩壊したところがあると。それが、またそこに濁水が流れてきて、崩壊するというようなことも含めて、防ぐような方策もやるということで聞いております。そこら辺また現地もきっちり確認して、状況を把握していきたいと思えます。ほったらかしにするんだっておっしゃるんですが、決してほったらかしにするというふうにも思ってませんし、そういう答弁にもなってないというふう考えてます。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

先ほどね、参事御答弁されたん忘れてはるんですか。判断できないんでしょう。技術的に。例えば盛土の件、この盛土は大丈夫かどうか判断できないのに、どうして安全だって言えるんですか。そこちょっと、もう一遍ちょっと、さっきの答弁と違うでしょう。分からんのでしょうか。町が分からなかったら県が分かるんだということですよっていう、さっき聞きましたよね。そこどうなんですか。

○議 長

島野参事。

○都市建設課参事

町のほうでその対策がきちっと保証できるようなですね、安全を確認して保

証できるような、そこまでの技術的な知見はないと申し上げました。忘れてはおりません。その答弁のとおりです。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

いや、だから、だからそれが前提で、さっき、今直前の答弁、しっかり見ていくから大丈夫だみたいなことをおっしゃいましたよね。後で議事録をちゃんと見ますけど、矛盾してますよ、それ。担保がないですよ。分からん人間が何ぼ見たって一緒でしょう。残念ながら。どんなことでもそうですけど、テレビのこと何も分からん人間が故障したから見たって何も分かりませんよ、そんな。一緒のことですよ。土木の仕事、そんな甘ないですからね。だって、盛土崩壊したわけでしょう。それ分からん人間が報告受けて、これやったら大丈夫ですと。何をもって判断するんですか。あれへんでしょう、判断する材料が。そこを聞いてるんですよ。そこ答えてください。何をもって安全だと判断するのか。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

先ほど来同じような御質問、また同じような答弁になって申し訳ないんですが、須藤議員も私の答弁お忘れになってるかも分からないんですが、須藤議員が言われる3か月4か月工事を停止して、次の大雨を見て効果を確認するんだと。それが一番確かじゃないかとおっしゃったことについては、確かにそのとおりかも分かりませんが、町としては、今、3か月4か月業者の事業を停止させるというような権限ありませんので、今ここで、はい、そうしますというふうにはお答えできませんとお答えしたところです。それから、その答弁してから20分30分しかたってませんので、その答弁が変わることはございませんので、よろしくお願いします。

○議長

須藤議員。

○2番

時間もあまりないんですね、おっしゃってることは分かりました。今のね、御答弁、再答弁いただいたんで、分かりました。

これね、町としてですね、これも町長にお聞きせなあかんですけど、この辺りしっかり県に意向を伝えていただいて、住民を守るために最低限これはや

ってほしいということを県にぜひ伝えてほしいと思いますが、いかがですか。
町長にお聞きしたいと思います。

○議 長

西脇町長。

○町 長

須藤さんのおっしゃるとおり、県のほうに要請をしていきたいというふう
に思っております。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

いろんな点で不十分ですが、私、誠意はしっかり聞かせていただいたつもり
です。ぜひ頑張ってですね、県のほうに、県も人の子と私は思いますし、住民
を守るために力を貸してほしいと。特にですね、知事にもこの要望を町長から
ぜひお伝え願いたいということを最後に伝えまして、一般質問を終わりたいと
思います。ありがとうございました。

○議 長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

13時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時04分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号10番、議席番号6番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議
員。

○ 6 番

皆さん、こんにちは。大変暑く、午後からの眠い時間になりますけれども、
あと2人、皆さんどうぞお付き合いくださいますようお願いいたします。稲月
です。

それでは、先般通告をさせていただいております2点につき、質問をさせて
いただきます。

まず1点目、住民が住み続けられるための公共交通の確立をということで、2025年4月よりエヌシーバス平群住宅線の大幅な減便、また路線変更が実施をされました。その結果、同路線を利用している住民は移動に大きな不便と、乗車距離が長くなるということで、料金の負担増を強いられております。本年、町は運行事業者へ1,000万円を負担をしているにもかかわらず、使い勝手の悪い運行となっています。

あわせて、コミュニティバスは、1コースの距離が長く、乗りにくい、デマンドタクシーも予約が取りにくくなっているなど、本町公共交通の全般を考え直すことは喫緊の課題となっています。

移動が不自由になると、この地に住めなくなってしまいます。平群に住んでよかった、これからも住み続けたい、こう思える平群町にしていくためにも、早急に真剣な公共交通の見直し、そして、検討を具体的に進めることを求めます。

一つ、路線バスの減便・路線変更から既に2か月以上経過をいたしました。住民の利用実態や意見の把握など、このような状況をどう把握をされているのか、また、改善策はどのようにお考えになっているのかという点についてお尋ねします。

2点目、行政として、公共交通の見直しに取り組む姿勢、体制づくりがまず必要ではないでしょうか。見通しはいかがでしょうか。利用主体である住民の意向や意見反映の場づくりなど、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

3点目、コミバスについて。

①10人乗り程度の車両に変更し、さらに、乗りたい場所、降りたい場所にバス停を造る方向について、また、土日の運行について、また、1ルートの循環所要時間を短縮し、ルート増の検討はいかがなものでしょうか。

②特に西山間ルートの乗客減少傾向は著しい。原因は、人口減少による利用者減、それと同時に、免許所有者が高齢化をし、免許返納者による交通弱者の増加をしていること。山間地域の公共交通の在り方について検討されていると思いますが、この検討していることはどのようなことでしょうか。お尋ねします。

大きく2点目、道路・歩道の整備についてです。

町内には傷んだ道路・歩道が多く、住民の多くが生活道路の整備を望んでおられます。改善計画を示してください。

一つ目、安全に歩くために設置されているはずの歩道が、つまりいて転びそうで歩けない歩道、こういうことを認識しておられるでしょうか。特に東御陵

台や若葉台など。

二つ目、歩道と車道間の段差が大きく、車椅子やベビーカーは歩道から車道へ下りることすらできない、こういう状況があります。仕方がないので車道を通行することになり、危険な状況をつくっております。段差が大きく、足の悪い高齢者は歩道に上がれないというのが現状です。そのために、車道を多くの人が歩いているという現状がつくられています。高齢化が著しく進んでいく中で、早急に改善をしていただきたいというお願いです。

小さい三つ目は、道路の凸凹を埋める簡易な修理、レミファルトですか、そういったものを使って修理を繰り返して、道路の凸凹をさらに増やしている状況があります。高齢者や弱者にとって大変歩きづらい道路が目立つ、特に旧大字の道路の改善を急いでください。特に三里や梨本が目立ちます。その他にもあります。どうか以上の点、よろしく御答弁いただきますようお願いをいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、住民が住み続けられるための公共交通の確立ということで御答弁させていただきます。

1 点目の路線バスの減便・路線変更に伴っての利用実態等につきましては、昨年の公共交通特別委員会、12月議会でも御説明させていただきましたとおり、この4月1日より路線バスのダイヤ改正、路線の一部変更を実施されました。4月からの利用実態については、現在、運行事業者により調査されており、調査終了後に報告を頂くことになっています。

2 点目の公共交通の見直しに取り組む姿勢、体制づくりにつきましては、平群町内の公共交通が継続的に安定した運行ができるように、平群町地域公共交通会議があります。地域のニーズに対応し、周囲の交通システムとの連続性・整合性についても十分配慮し、地域の交通ネットワーク全体の維持・発展や利用者利便を確保することが重要であるとの観点から、地域住民、利用者、地方公共団体、交通事業者等の地域の関係者から成る協議組織であります。また、平群町公共交通特別委員会においても御意見を頂いております。

今後引き続き御意見を賜り、また、地域住民、利用者の意見も反映し、公共交通ネットワークを守っていきたいと考えております。意見の反映の場づくりについては、まずはふだんからバスや電車を御利用いただいている方からの御意見を聞けるよう、今現在、考えております。

3 点目のコミバスにつきましては、車両の変更については、今後、利用実態

に合わせ、車両の縮小を図るのか等、協議してまいります。乗りたい場所にバス停を造ることや、土日運行については、まずは現行の運行を維持していくことを考えております。

続いて、コミュニティバスの運行内容と山間地域の公共交通の在り方についてですが、西山間ルートにおいては、年々利用者が減少しております。3年連続で最低基準を下回る結果となり、運行開始から最も低い6,850人となり、最低基準を設けている8,060人から1,210人の減となりました。特に第1便の通学時の御利用が減少しております。令和5年度の第1便乗客数は1,976人に対しまして、令和6年度の第1便では1,526人と、450人の減であります。

今後も通学時の利用者が減っていくことが想定されることから、山間地域での運行については、対象となる地域住民の御意見を賜りながら、利用実態に合わせた検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

まず、ありがとうございます。4月から大きくエヌシーバス、路線バスの変更が行われました。そこで、今から事業者のほうが見聞の集約、実態等を把握をして、その結果を行政のほうにお伝えをするというような御答弁でありまして、まだ今のところ何も分からんというのが現状かなというふうに思います。今ちょっとだけね、私どもが把握を、意見を聞いております皆さんの御意見をここで述べさせてもらっていいですかね。

まずですね、減便になって、使いたいときになかなか今まで使ってたバスが乗れなくなると。それでは、病院に行ったりとかね、いろんな時間制約のあるときに間に合わないというような実態の中で、それじゃあデマンドタクシーをお願いしようということになっていると。デマンドのほうも、1回に予約できる回数が決まっていますよね。その回数以上に本当はもっとしなければならないんだけど、できないから、デマンドも使いにくくなってしまったと。

それと、デマンドタクシーの実態、なかなか予約が取れないというのが今の現状なんでね。そういうことに拍車をかけるように、バスがもっとあればバスに乗ってたのに、デマンドに切り替えてしまわなければならないというような状態をつくって、デマンドも使いにくくしているんじゃないかというような御意見が一つあります。

それから、平日の9時以降については、元山入口を通過、路線バスですね。

元山上口に行かないんです。7時台とか6時台とか早朝、それから夕方については、元山上口から平群という便があるんですけども、それがなくて、昼間については、東山から平群駅のコースですね、そういうルートになってしまっているのが現状なんです。

そうなっていくと、実際、運賃の引上げは今回行われなかったんです。だから、運賃値上げはしてない。けども、実際上はね、結局、元山上口に、私が住んでるのが若葉台なんで、若葉台から、本来やったら元山上口まで行くか、平群へ行くかして電車に乗り換えるというのが本来なんです。それが、平群駅へ行く時間が合わない。元山上口には行ってくれない。仕方なく東山まで行かなければならないという状況があります。

そうするとですね、距離が長くなりますね。バスに乗る。そうすると、運行距離が長くなると、その分バスの料金が高くなってるわけですね。普通やったら若葉台から元山上口まで行くのは、これまでは220円で行けたわけです。それが今、東山まで行くと、バス代だけで310円要るわけですね。これで90円の負担増になるわけです。そこからまだ電車に乗るわけですね。電車に乗って東山から生駒方面へ行くんだったら料金は安い、ちょっとは安いからましなんですけども、これ、でも、王寺へ行かなあかん、向こう側に行かなあかん用事もあるわけですね。どうしてもそのバスしかあらへんかったら、それに乗るわけですね。そうすると、王寺へ行く電車賃も上がるわけです。本来なら、王寺・平群間とか元山上口間やったら240円で済むところが、300円の電車賃も払わなあかん。合計、電車とバスの料金合わせて片道150円の負担増になってるというのが現状です。それが往復になると300円ですね。非常にそれが回を重ねると負担になってくるというのが現状。そういう経済的にも負担がかさんでるという状況です。

それとか、朝夕の便が減少して、通勤に使えなくなりました。その方は雨でなかったらバイクを利用して駅まで行かれます。雨のときだけバスを利用しておりました。しかし、減便で1台早く乗らなければならなくなった。帰りについては、7時台はたった2本しかない。そこに家族がおればまた迎えにも来てもらえるんだけど、お一人暮らしで迎えにも来てもらえない。お引っ越しされてまだ1年未満なんですけどね。バスがあるということでお引っ越しをしてきたけれども、こんなことになるんやったら、もう1回どこかへまた引っ越しをせなあかんという、こういう嘆きの声も聞かれます。

それから、土日については、午後4時台で、ましてや1便しかないんですね。これで最終です。そしたら、どこへも行けない。土曜日やからいうて家にじっとしててるわけにもいかない。お友達との約束とか、文化を享受をするとか、ス

スポーツや山登り、ハイキング、いろんなことをして楽しんで余生を過ごしたいと思っている人たちも、そういう楽しみで出かけることができなくなってしまう。平群に5時までに到着できないと駅からバスがなくなってしまう。こんなことで本当に住みよい町と言えるのだろうかということで、ぜひともこれは何とかしてほしいという要望ですね。こういうのがありました。ということです。

ほんで、一つお知らせしといたほうがいいかなと思う点が一つあるんですけども、以前ね、日本共産党の議員団と奈良交通とエヌシーバスとの要望書を提出をしたんです。その後、御一緒に懇談をしたときにですね、平群駅前のバスの発車時刻と電車の到着時間、これが合わない。電車が到着したらバスは既に発車してしまった、こういうことが度々あるということで、これを何とかしてほしいんやという要望がたくさん寄せられてたんですけども、そのお話をさせてもらいました。

そしたら、こういうことをおっしゃったんです。企業としては、元山上口からの乗車数は平群駅の2倍あるというふうにおっしゃったんです。そうするとね、乗客数の多いほうに合わせてバスの便を考えるのが当然ですと。どちらにも合わせるということはできませんというようなことをおっしゃって、それだけ元山上口を利用してる方が多かったという、これは証拠やなと思って、ちょっと取り上げさせてもらったんですけども、そんなふうになって、非常に不便になっておられるというのが現状ございますので、それをぜひしっかり、今聞いていただいたかと思うんで、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

あと、2点目のところでは、今、公共交通の見直しとか検討については、地域公共交通会議、いろんな業者の方とか行政、そして住民の代表の方とかが寄ってお話をしてくださってるというのは、私も何度か出席をさせていただいて、存じているところなんですけれども、それは非常に大事なことだというふうに思っております。

しかしながら、それまでに住民の生の声、本当にしっかり今こそ聞いてほしい。今申し上げたような御意見とかね、もっとももっといっぱいあると思うんです。その辺を聞いた上で、実際どうしたらいいかというお考えも、住民の方を交えて検討していく。その上での、私は公共交通会議やないかというふうに思うんです。そこを抜きにして、公共交通会議が大事やからということで、それだけで済まそうというのは、私はもう根っから間違ってるなというふうに思います。

広陵町のほうに私ども日本共産党の議員団お訪ねをして、この公共交通の件

について懇談をさせていただいたんですけども、そこでは本当に熱心に担当者の方が取り組んでおられて、いろいろ検討した結果、今どんどん乗客数も増えるというような状況をつくってこられています。

そのときに、どのように住民の御意見を聞かれたんですかということでお尋ねをしたんですけども、ワークショップなんかを開催をされて、実際の御意見、バスの動かし方なんかも実際に自分たちやってみながら考えていくというような場を、しっかり回を重ねてこられた。その結果で乗客も増えたということであるということを聞きました。

そのワークショップに来ていただく住民の方、どうやって来ていただいたんですかって質問させてもらったんですけども、そのときには、乗車アンケートをずっと取ってきたと。その中で、お名前書く欄とか、意見を聞かせていただけますかとか、こういうことをしたいと思ってますけど来ていただけますかというような質問を入れたと。そこに反応してくれた人に個々に当たって、こういう取組をするけれどもぜひ御参加くださいということで、個々に当たって行って、来ていただいた。

だから、自治会の会長さんとか、婦人会の会長さんとか、そういう代表の方じゃなくて、一人一人の住民、利用者の皆さんの声を生かしていく場というのを真剣につくったということも聞かせてもらってね、ぜひその辺は、うちの行政としても、平群町としても生かしていただきたいなというふうに思って、今日はぜひお伝えをしたい。聞いていただいてどう思ったかを、後で教えてほしいです。

3点目のコミバスのことですけれども、いろいろと馬本議員も具体的なところでずっと質問をしてくれはって、それを検討するということもしていただけてるというふうには思うんです。けども、ほんまに今、路線バス、それからコミュニティバス、それとデマンドタクシーの、この三つの兼ね合い、どういうふうにもうまく、せつかくあるものを利用して、より一層乗りやすいものにしていくか検討する場ですね。これをしっかりつくっていただいて、担当の、総務防災課が担当していただけてると思うんですけども、総務防災課の中で本当に真剣にね、これに特化した形でやっぱり考えていく。そういう行政の体制づくりをしっかりとやっていただきたい。これを切にお願いをしたいところです。

車両のことは、検討を今後していくということで、馬本さんのときにも御回答いただいて、されてたんで、それも聞いておりましたので、ぜひ検討してほしいし、西山間ルートの検討、これについては、本当に住民の意見をよく聞きながらね、デマンド型の乗り合いにするのか、特に過疎地であるということをきちっと頭に入れながら、どうしたら皆さんが安心して暮らしていけるかとい

うことを検討していただきたいなというふうに思っています。

通学については、ちょっと別途考えていかなければならないのではないかなというふうに私自身は思っております。どうぞよろしく。

○議長

総務部長。

○総務部長

御質問等を頂きましたので、順次回答させていただきたいと思います。

まず、貴重な乗っておられる方の御意見を賜りまして、ありがとうございます。町のほうには業者にも4月からどうかという話を聞いても、今のところまだそういった苦情等が届いてない部分がありましたんで、今日は御意見頂きましてありがとうございます。

それと、また、一応4月からだったんで、まだ2か月であって、業者のほうからまだ集計等は届いてないんですけども、ただ、一つ、ＩＣカードだけの利用者の速報だけ1か月分だけちょっともらった分がありまして、それを見ていると、1か月だけなんですけど、住宅線の一つの路線については、やっぱり100人ぐらい増えている、乗車の方が増えてるような部分もあります。そういったことから、今後、業者のほうから頂いた資料等を分析しながら、つなげていきたいというふうには考えてます。

そしてまた、いろんな御意見頂いてるんですけども、やはり公共交通というのは全ての方が御納得いただける部分ってなかなか難しいと思うんですけども、一つ一つそういった御意見等を頂きながら、やはり利用者がいないと運営が厳しくなっていくというふうな部分もございますので、町としましても、どのような形で乗っていただけるか、今回、無料乗車等やっておりますけども、それもちっと事業者とも連携を図りながら、いい何かアクションがないかというのをまた常に協議をしておるところでございます。

2点目の部分につきましては、広陵町に行かれたということで、私たちも広陵町のほうには行かせてもらって、御意見等、担当者の方との話はさせていただきました。やはり住民さんからどういった意見をということなんですけど、先ほど答弁させていただきましたとおり、やはり乗ってくださってる方の御意見を直接聞こうということで、先ほど広陵町でもありましたけど、乗ってる人に乗車アンケートをしたりとかされてましたんで、そういったことも考えていきたい。

そしてまた、実態調査というのも、無料乗車じゃなくても、通常の時もやっていくということで昨日も答弁させていたところですけども、そういったところをいろいろ反映しながら、公共交通というのを維持していきたい、取り

組んでいきたいというふうには考えてます。

3 番の西山間の公共交通につきましても、こちらのほうにつきましても、今私たちが考えているのは、西山間地域の自治会の方々にお時間を頂戴して、ちょっと訪問して、御意見等を伺う時間等をお願いしようかなというような形で考えております。

そういったことから、また、今、公共交通というのは、社会情勢、人口の減とか、そういった部分がすごく影響してくる中でのことなんで、まだまだ平群町というのが高齢化率が高くても、やっぱり移動手段というのが自家用車が中心になってきているという地域性もあります。そういったことから、今後の安定的な公共交通をまず目指していかないといけないということもあります。そういったことから、地域公共交通会議もそうですし、皆さんに御意見を賜りながら、今現在の平群町の公共交通を守っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6 番

ありがとうございます。ざっくり大まかに言えば、住民の意見を聞いて、移動手段を確保していき、それから、今の公共交通を守りたいと。そういう立場で考えておられるということはよく分かります。

ただね、そこにもっと具体的に、もっとリアルに、私は住民の意見をやっぱり聞いてもらうということに力点を置いてほしい。それと、そのことをどう組み立てていくかということを考えていく部隊、行政の中にね、担当課の中に、今もやってくれてると思うよ。やってないなんて思ってません。しかし、これって物すごい大きな課題やというふうに思うんです。今、平群町の人口減少を食い止めることも含めてね。大変大事な、皆さんが元気で長生きをして、生き生きと住み続けていただく大きな鍵やというふうに思いますのでね。

本当に真剣な取組をしていただける、財政難もあるかもしれませんが、どんどん人口も減っていく中で、職員をどんどん増やすわけにいかへんときっと言われると思いますけども、でも、やっぱり重要なところには人材の配置もしてね、しっかり考えていく部隊、検討していく部隊、これをつくっていただきたいです。

今、こんな引き合いに出したら悪いですけど、庁舎の新規に建築をしていくということで、特別なプロジェクトチームを組んで、今、担当者も熱心にやっていたいでいる。非常にありがたいというふうに思うんです。これぐらい

一生懸命やっぱりやる部隊が要るんです、公共交通には。もう片手間では絶対あかん。というのが私の切なる願いですし、ぜひそこんところは実現をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

ワークショップなんか、もうちょっとやっぱり具体的に、行政として案が出てからやないとでけへんというふうに思うんですけどね。それをした中でね、住民の皆さんと一緒に考えていく場、そういうのをつくってこそ、みんなが利用できる公共交通になっていくというふうに思います。アンケートだけ取ってたんではあかんというふうに私つくづく思っているところなんです。

それで、検討をしていただきたい。具体的などころでは、先ほども述べさせてもらったようなことが皆さん困っておられるということなんでね。しっかり考えていただいて、よりよい公共交通にしていくために、一歩でも二歩でも、後退することになってもね、ちょっとずつでもほんまに、ちょっとずつ急いで前へ進めていただきたい。でないと、みんなおれへんようになります。ということで、ぜひ御検討のほどお願いをいたしまして、一つ目はこれでよろしくお願いいたします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの道路・歩道の整備についての御質問にお答えいたします。

1点目、つまずいて転びそうな歩道の認識について、東御陵台や若葉台の歩道については、舗装面の劣化を確認しております。特に東御陵台については、損傷が激しい状況であるため、今後、計画的に補修できるよう努めてまいりたいと思います。

2点目、歩道と車道の段差改善についてでございます。住宅地の中には多くの段差が見受けられ、高齢者等の方については、歩行に支障を来すことが想定されますので、まずは通学路や幹線道路の交差点の段差解消について検討してまいりたいと考えています。

3点目の道路簡易修理の改善について、舗装改修については、自治会をはじめ、様々な方面からの要望を受け、道路の亀裂、損傷の度合い、交通量などを考慮し、優先順位をつけて実施しているところであり、議員御指摘の場所についても含めて改修してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 6 番

ありがとうございます。本当にひどい、劣化している歩道ですね。こんなところ歩きたないわというふうに、見ただけできっと思ってくれはったというふうに思います。そういうところについては、特に早い時期に全面改修をしていただきたいというふうに思います。それはもうお願いをするしかないので、よろしく願いをいたします。

歩道の段差が大きいというね、著しく大きいのは若葉台の下のほうですね。それは前測って、それはひどいですね。上るのによっこらしょって掛け声かけな私は上れないです。だから、もっとお年寄り、80歳以上の方たちは上らない。下を歩くというのが現状になっています。

それと、気になるのは、ずっと気になってるのは、歩道から次の歩道があって、車道があって、また歩道があってという、これ分かります。歩道歩いてて、次曲がり角で、車道が入ります、そこに。その車道を渡って、また歩道に行きます。これ御理解いただけますかね。このときね、段差があるんですよ。これぐらいね、20センチとか15センチ以上ですわ。とにかく20センチ近くあるんですわ。そこを、そのままの段差があって車道へ行ってる。これが若葉台の歩道なんです。

これは古い基準で造られたやつでね、本来なら、高い段差からスロープにして、次の車道へ渡っていくというのが普通やと思うんです。ほんでまたスロープになって歩道に、上に上がるというのが本来やと思うんですね。それすらできてないんです。そのまま、段差のままで歩道から車道にがたん、またよっこらしょって上らなあかん。

これ歩行者ならまだ上れるんです。これが、車椅子を押したことがありますか、皆さん。私も親の介護をしましたのでね、車椅子で移動させてました。母なんかを乗せて車椅子移動するとき、この段差下りられへんのですわ。だから、仕方がないから車道をずうっと通らなあかん。これが現状なんですよ。それから、御自分で自走の車椅子の方はもちろんできないんですよ。こんなことでは。それと、ベビーカー、赤ちゃんを乗せて押していただいているママやパパたちの状態も見ますけれども、この人たちもこの段差ではスムーズに行けないというのが現状なんですよ。

だから、それをしなくても済むように、主立ったとこというか、交通量の多いところだけはそれをする。今、部長のほうからおっしゃっていただいたんですけどね。交通量の多い、メインの道路だけじゃなくて、中にも少し、そんなたくさんじゃないですけど、歩道があるんですよ。そこも含めてね、私はそれ

を早くしてほしい。

でないと、そういった障がいを持った方、それから赤ちゃんを育てておられる子育て真っ最中の方たちが歩きにくい、移動できない、移動しにくいという状況をね、ずうっと前からずうっと続いてるんです。そやから、一日も早く解消していただきたいというふうに思います。

もともとは、この歩道の改修ね、今の新しい基準でね、もっと、もう今はないんですよ。段差がなくて、やってるわけですよ。緑ヶ丘なんかも替えましたよね。そういった形の新しい基準での歩道に改修をしていただく。これが本来ですし、これは絶対譲るわけにはいきませんので、ずっと要望はさせていただきます。

本来は、去年にね、若葉台はそれをしていただくことになってたはずなんですけど、緑ヶ丘が終了しましたのでね。もうしないという方針に切り替わったのか何なのか知らんけど、今年の予算にはもうつけないというふうな、予算のときの御答弁にもありましたので、そこはどうなったのかよう分からんのですが、そんな状況でもありますが、けども、段差のない歩道に新基準でやり替えていただくというのは、これは基本にありますので、よろしくお願いします。もう一度何か言ってくれはりますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

若葉台の下のほうが段差が激しいということで、確認もさせていただきました。団地のほうずっと見たんですけども、若葉台については、約20センチぐらいの段差がありまして、おっしゃるとおり、横断歩道を挟んで段差が2段あって連続してるとか、あわせて、坂道が多いということですので、そこについては改修のほうで考えていきたいと思います。交通量の多いところといいますか、たくさんあったんで、主要なところということで、先に考えていきたいと考えております。

あと、バリアフリー化ということにつきましては、歩行者の安全確保と快適な通行環境の整備という上では非常に有効な施策とは考えています。今現在、財政的な課題がありますので、少しでもバリアフリー化が進められるよう、検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。何度言ってもそれ以上は何も出てこないかなというふうに思いますので、ぜひ今申し上げた点については、一遍にはできなくても、できるだけ早い時期に順次やっていただきたいということをお願いをしておきます。

そして、かなり傷んでるところについては、早期に改修してもらおうと。これも簡易な舗装をして終わりというふうなことには絶対しないでください。きっちとした本舗装でやってもらわへんかったら、もうあんな、レミファルトですか、で埋めた修理というのはね、もうすぐにへこんで、またぼこっとなつて、へこんで、凸凹の再生産をしてるようなものやなというふうに私、一時的には仕方ないと思うんですけども、というふうに思いますので、よろしく。旧村も含めて、皆が道路が汚いのが嫌やと。平群の御感想はというようなアンケートを取りました。そしたら、若い人も含めて、道路をもっときれいにしてほしいというのが大変回答として多かったんです。私もうびっくりしました。みんなそう思ってるんやなということですね。

だから、高齢者だけではなく、若い人も含めて、やっぱり改善をしていただく、よい印象を持ってもらえるような町にしていくためにも大変大事かというふうに思いますので、よろしくをお願いをして、私の質問はこれで終わります。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

2時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時11分)

再 開 (午後 2時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号11番、議席番号11番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○11番

皆さん、こんにちは。最後の質問になります。しっかり議論してまいりたいと思います。ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり5点質問します。今回は5点の質問でありますので、町長、くれぐれも答弁は簡潔明瞭にお

願いしまして、質問に入ります。

１点目は、生駒市への可燃ごみ処理の委託についてです。

町清掃センター焼却炉の老朽化が著しく、改築すると８５億円程度かかると言われており、平群町の人口では国の補助対象事業にならないようで、過日の全協で、来年４月から生駒市が引き受けていただけるようになったことは、本当にありがたいことであります。

これから生駒市とはごみ処理委託費等は協議して決まることになっているようですが、誰が考えても、ごみ処理を町がやっても、生駒市がやっても、そんなに費用が増えるとは思わない、変わらないと思われます。

しかし、町の清掃センターから生駒市清掃センターまでの運送は委託する方向で進めているようですが、この費用が令和８年度から発生するわけで、新たな町財政負担になり、扶助費、人件費などの義務的経費が８年度から年々増える傾向にあるわけです。新たに生駒市の清掃センターまでのごみ運搬委託費が加わると、このお金をいかに減少させることが、私は町の重要課題ではないかと思います。

なお、生駒市の清掃センターは２４時間稼働で、１日１１０トン炉が２基あり、年換算すると４万２，５００トンで処理能力があり、生駒市は２万６，０００トン、余裕が１万６，５００トン余裕があり、平群町の４，５００トン、斑鳩町の３，５００トンを引き受けていただける。また、生駒市の処理単価はトン当たり３万円と説明を受けました。そこで、生駒市への可燃ごみ処理委託について、確認の意味も含めて、３点質問いたします。

（１）町の可燃ごみの処理量、費用について。町の家庭生ごみ、大型ごみ、業務系ごみの量はおのの幾らで、処理費は幾らで、トン当たりに換算すると幾らになりますでしょうか。あわせて、平群町の清掃センター焼却炉のトラブル時に三郷町や香芝・王寺の組合に委託したときの費用は、トン当たり幾らでしたでしょうか。

（２）生駒市清掃センターまでの運送業務についてです。町の説明では、運搬車両２台、車両クレーン２名の人件費を見込んで３，８００万円ぐらいになるとのことですが、どのような方法で業者を選定するのでしょうか。また、業者には資格要件を求められるのでしょうか。

（３）生駒市可燃ごみ処理の費用についてです。委託期間は令和２１年までになっているようですが、処理費は２１年まで変わらないのですか。それとも、毎年改正されるのでしょうか。あわせて、お隣の三郷町は、天理市など１０市町で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合に加入しており、この春、新しい清掃センターが稼働したようですが、三郷町の設立時の負担、ごみ処理単価

は幾らになっておるのでしょうか。

2 点目、人事制度改革の推進についてです。

町の人口ビジョンによりますと、2060年の人口は約1万1,000人と想定しており、庁舎計画もその方向で進んでいるようで、当然のことですが、人口が減ると、町職員も減らさないと町財政がもたないわけで、町は民間企業と違ってリストラを行ったりすることが不可能で、今から10年先を見越して人事改革を大胆に進めるべきとの観点で、4点質問いたします。

(1) 成果主義の職員評価について。我が町を含む自治体の人事評価は年功序列で行っていますが、頑張っている人、そうでない人を業績で評価する必要があるのではないのでしょうか。月額給は無理としても、期末手当で差をつけるべきではないのでしょうか。

(2) 管理職の選考試験の実施についてです。町の管理職登用は、日常業務業績に基づき、大卒で最低19年、41歳で主幹になれるわけで、今の管理職は4人に1人が主幹以上になっており、今の状況が続くと、近い将来、町職員の半分以上が管理職になってしまうので、実力主義、公平性を担保するために、管理職登用試験を行うべきではないのでしょうか。

(3) 管理職の処遇改善について。町を含む近隣自治体の管理職手当を表でまとめましたが、部長で4万8,000円、課長で3万8,000円、主幹で2万8,000円は極端に低過ぎるのではないのでしょうか。これではやる気が私は起こらないのではないかと思います。厳しい財政状況とはいえ、改善を図るべきではないのでしょうか。町長を含む三役も同様に、近隣町と比べても非常に低いように思われます。それに比べて私たち議員は恵まれているように思います。

(4) 即戦力となるジョブ型職員の採用について。町は4月1日入庁の職員を定期採用で年功序列で処遇していますが、今までの人に仕事をつけて育てる人事制度では、職員の流動性、職員を減らすことができないわけで、思い切って仕事に人を配置する即戦力のジョブ型職員をもっと増やすべきではないのでしょうか。現在、県OBなどの職員の方はジョブ型ではないのでしょうか。また、保育士、保健師はジョブ型と思われませんが、処遇は年功序列になっておるように思われます。

3 点目は、戸籍に振り仮名記載の戸籍法改正についてです。

戸籍法が改正され、5月26日から氏名に振り仮名を記載しなければならなくなりました。振り仮名を記載することで、行政手続の効率化、正確性の向上、様々な情報システムのひもづけ、検索や管理の効率化などが挙げられておるようですが、戸籍に振り仮名記載は法改正によるものですが、実務は自治体、町

が担っておることから、戸籍に振り仮名記載について、3点質問いたします。

(1) 住民のメリットについて。具体的に国民、住民にどんなメリットがあるのですか。

(2) スケジュールについて。どのようなスケジュールで進めようとしているのですか。

(3) 住民への周知について。5月広報で掲載されていましたが、町はもっと周知を図るべきではないでしょうか。他の自治体では、ホームページで詳しく掲載しておるようであります。

4点目は、平群の日の制定についてです。

平群町は、昭和46年、1971年2月1日に平群村から町制にして、今年で54年になりました。今まで平群町の日が制定されていませんでしたが、住民に平群町への一層の愛着と誇りを持っていただき、郷土愛を醸成、育む平群の日を制定すべきではないでしょうか。近隣では、王寺町は令和2年に9月23日を条例で「和（やわらぎ）の日」と定めているようであります。

5点目の櫛原メガソーラー発電所工事の進捗状況についてです。

櫛原地区で進められていますメガソーラー発電所工事は、事業者の協栄ソーラーステーションが令和5年2月24日付で奈良県から林地開発変更許可を受けて工事を進めており、令和8年末に工事が完了して、令和9年1月から発電を開始すると説明を受けてました。先ほど須藤議員の質問で、現在は工事が止まっているということですが、そのことを申し上げて、4点質問いたします。

(1) 造成工事について。調整池はどれぐらい出来上がっていて、また、造成工事はどこまで進んでいるのでしょうか。

(2) ソーラーパネル据付け工事について。中国製のソーラーパネルは日本にいつ頃届き、パネル架台、ソーラーパネルがいつ頃から工事が始まるのですか。また、架台やパワコンなどは輸入品ですか。それとも国産ですか。分かればお答えください。

(3) 自営線工事ですが、当該発電所から梨本変電所までの工事について、緑ヶ丘循環路線までの管路敷設が終わっているとのことでしたが、そこから西向の架線工事はどのようになっているのですか。

(4) 関電梨本変電所改良工事について。関電梨本変電所にソーラー用変圧器、計量器を設置する必要があるわけですが、関電との、事業者は協議はもう終わっているのでしょうか。また、いつ頃から工事が始まるのですか。

この事業については、住民が事業者に工事の中止、または奈良県に許可の取消しを求めた裁判が、3月25日に奈良地裁は住民の訴えを退けましたが、原告の一部は地裁の判決を不服として高裁に控訴したと聞いております。

以上5点が私の一般質問です。よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問の1項目めについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町の可燃ごみの処理量、処理費用についてですが、令和6年度の実績で申し上げますと、家庭系の可燃ごみが3,168トン、粗大ごみが341トン、事業系の可燃ごみが1,300トンです。そのうち焼却した処理量は4,155トンで、焼却にかかった費用が1億508万1,000円ですので、処理単価がトン当たり2万5,290円となっております。

また、焼却炉の故障によって近隣の焼却施設へ委託したときの処理単価でございますが、1トン当たり1万4,000円から1万6,000円となっております。

次に、2点目、生駒市清掃センターまでの運送委託についてのお尋ねでございます。運搬業者の選定につきましては現在未定で、どのような業者を選定するのか、資格要件も含めて検討を行っておるところでございます。

次に、3点目、生駒市の処理費用と山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加されておられます隣町の三郷町の状況についてです。生駒市への処理の委託単価につきましては、現在協議中で、確定はしておりませんが、以前、生駒市の議会の委員会の中で説明された中で、例えば3万円とした場合という発言がございました。これが一つの目安になるというふうに考えております。また、単価の見直しについても現在協議中ではありますが、毎年必要となる経費を計算し、見直しを行う方向で協議を行っております。

次に、三郷町の建設負担金及び処理費についてでございます。他町の経費でございますので、お答えしにくい部分があること、その点については御理解を頂きたいというふうに思いますけれども、公表されております資料数値などで申し上げますと、令和7年度予算で、負担金で1億3,845万3,000円、決算統計によります令和5年度のごみの処分量、これが5,027トンというふうに公表されておりますので、これでおおむねの費用が算出されるものと思われま。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。順次質問をさせていただきます。

町の可燃ごみの量は4,800トンほどあって、焼却する量は4,150トンで、処理費用が1億508万円、トン当たりになると2万5,000円ぐらいだということではないかと思います。

そうすると、生駒市の処理単価が3万円とすると、5,000円値上がりをするわけですね。そうすると、ごみ量とその数字を掛けますと、2万5,000円、2万5,000円掛ける3万円で、運送費が3,800万円かかるということは、約6,000万円弱増えるということではよろしいのでしょうか。それが一つね。

それとですね、ちょっと前後するかも分かりません。ごめんなさいね。それとですね、生駒市のごみ処理単価の見直しは毎年行うというふうですかね。ですけどね、複数年で計画したほうが事務作業が少なくて済むと思いますので、これは意見として申し上げておきます。

それとですね、平群町の清掃センタートラブルに香芝・王寺のほうに委託したら、トン当たり1万4,000円ですか、1万6,000円ぐらいかかっているということですね。これは分かりましたので、結構です。

それとですね、あちこち行ってごめんなさいね。それと、業務系の持込みごみについてですけど、町の単価は、業者から頂くのはキロ15円ですね。キロ当たりで。これ私、10円から、一般質問で、値上げすべきだということを10年ぐらい前に申し上げて、回答もあったというふうに思うんですけども、これから大型店舗がオープンし、ごみの量が増えると思うんですよ。

先ほど処理量が4,155トン、3万円とすると1億2,460万円、清掃費、運搬費が3,800万円です。3,800万円とすると、1億6,260万円ぐらいになると思うんです。キロ当たりにしたら39円になると思いますので、改正、見直しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

それと、先ほどの三郷町などに委託したときのトラブル時の委託した費用が1万4,000円から1万6,000円ですから、町の処理単価が2万5,000円ということであれば、9,000円ほどの差があるんですよ。もう済んだことですから仕方がないにしても、一度検討していただくことをお願いしておきます。

それとですね、生駒市が受け入れてくれないごみがあるんでしょうか。それと、三郷町が県に持っていくとのことで、私が調べた限りですね、2万円から3万円以下の2万七、八千円かなというふうに聞いておりますし、今まで三郷町が基金を含めて11億ぐらい負担していると聞いておりますので、またこれは決算書でも出ますし、予算書でも出ますので、1回調べてまた別の機会に報告していただきたいと思います。

何点か質問しましたが、よろしくお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

数点再質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思えますけれども、答弁漏れなどございましたら、御指摘いただけたらありがたいと思います。

まず1点目、費用の積算ということで、その差額分6,000万円弱で間違いないかということでの御質問でございます。今、概算での積算というところで、議員計算していただいたとおり、6,000万円程度ということで間違いがないということで我々も積算をしております。

次に、事業系のごみについて、この見直しということも含めての御質問であったかと思えます。これからですね、ごみの処理につきまして、午前の一般質問にありましたけれども、やはりごみの量を減らしていくということ、これが最大の課題であるというふうに思っております。そのごみの量を減らすに当たりまして、いろいろな方策を取っていく必要というのがあるかと思われまして、方策の一つとして、議員おっしゃっていただいているそういった手法もあるということでは理解をしておりますし、ごみといいましても、家庭系の可燃ごみであったり、事業系もあったり、先般、別の議員からもありました粗大ごみの関係もございました。これもそれぞれごみを減らす、減らすことによって費用が減っていくということ、これ明らかでございますので、これは一つの大きな目標としてこれからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

生駒市で受け入れてもらえないごみがあるのではということでございます。今のところ協議をしているところではございますが、粗大ごみの中で、今、本町におきますと、ごみ袋に入る大きさであれば、粗大、ある程度の大きさまで袋に入れば収集可能ということでございますが、生駒市は今現在、30センチ以内のごみということで、30センチを超えるものについては全て粗大ごみということになっておるということで、その辺りのごみの出し方などについては変わってくるということで、今現在はそういったところで確認をしております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。生駒市の来年度からの処理費用、今のところ6,0

00万円ぐらい増えるということはよく分かりました。ありがとうございます。

それとですね、生駒市が受け入れてないごみ、これ粗大ごみですか。ちょっと30センチ以内とかいうても、ちょっと分からなかったもので、一つお答えください。

それとですね、現在の清掃センターの焼却炉、建物をどうするんですか。私はプールするときも申し上げましたし、西小学校のときにも申し上げました。使わなくなった施設は撤去すべきじゃないかと思うんですけども、その辺のことが分かればお答えいただければありがたいです。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません、ただいまの生駒市に受け入れてもらえないごみがあるかというところでの再度御説明させていただきます。生駒市へ持っていくごみというのは可燃ごみになります。可燃ごみでも、先ほど部長が申しましたように、平群町では、指定袋の中に入る大きさであれば可燃ごみと現在しておりますけども、生駒市については、一辺が30センチを超える大きさのものについては可燃ごみの袋には入れられないということになっておりますので、本町が生駒市へ持っていく可燃ごみの大きさについても、生駒市に合わせていく必要がございます。

ですので、今、30センチまで指定袋に入れてもらうということで、来年4月変更するとなれば、一辺30センチを超える例えばプラ系の製品ごみなどは、粗大ごみに入れていただくことになります。粗大ごみの日に回収させていただくんですけども、そういうことで言いますと、粗大ごみがごみ量としては増えてくるというような見込みになってくるということになるんですけども、昨日、関さんの一般質問の中で、粗大ごみの有料化のことにもちょっと聞いていただきましたけども、来年、8年4月に有料化というのは直ちに考えてないというお答えはさせていただいてますが、今後の課題ということで昨日もお答えさせていただいておりますけども、これについては、粗大ごみの細分化、不燃ごみと大型ごみに細分化して収集体制を変更する必要があると将来出てくるということも考えております。そうなった場合に、有料化をまたお願いすることになるということにもなってきますので、その辺はタイミング等、十分検討してやっていきたいというふうに考えております。

あと、焼却炉の撤去についてなんですけども、撤去についても、今のところちょっとまだ計画は立てれておりません。ただ、あのまま置いておくということもなかなか難しいんですけども、その辺りもきちんと計画性を持って撤去等

をしていけるように、計画性を持ってやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ちょっと分からなかったんですけども、粗大ごみになったときに、生駒市は受け入れてくれないと。そうすると、どのような、町として、処理方法をお考えになっているのか。その1点だけお尋ねします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。30センチを超えるものについては、今、ごみの区分でいいます粗大ごみになります。不燃性のものですね、不燃性のものと、あと、大型のものが、今現在、平群町が粗大ごみとして収集させていただいておりますけども、この大型のごみという部分が30センチを超えるものという変更になるということでございます。

以上です。

「処理方法は」の声あり

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。処理については、粗大ごみの処理をしていただく業者へ委託をしております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

今回、生駒市が可燃ごみを引き受けていただけるようになったことは、本当に御担当された皆さん、御苦労さまでした。これからもよろしくお願いいたします。

ただ、年間6,000万円ぐらい増えるということですので、ごみの減量化、生駒市との協議、運送費の削減、財政調整基金が10億円あるとはいえ、まだ

まだ厳しい財政運営が続くと思いますので、町長、副町長、よろしく願いいたします。そのことを申し上げて、この質問は結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めについて御答弁させていただきます。

1項目めの成果主義に基づく職員評価ですが、平成28年4月の改正地方公務員法により、人事評価の制度の実施と能力・実績に基づく人事管理の徹底が義務づけられています。本町では人事考課制度を実施運用しており、個人の能力や組織の目標、進捗管理の評価を行うことにより、職員に気づきを与える評価制度として運用しています。完全な成果主義に基づく評価制度というよりも、職員の職務を遂行した能力と上げた業績のそのプロセスを踏まえて適正に評価することで、それぞれの職員のモチベーションにつなげる制度でございます。

2項目めの管理職選考試験の実施についてですが、管理職への昇任試験は受験者の管理職に向けた意欲を把握するものと考えますが、個人の性格や昇進キャリアに固執しない働き方もあることから、昨今ではほかの自治体においても昇任試験を廃止する動きとなっています。

本町では、勤続年数や年齢にこだわらず、職員の業務評価や能力評価を総合的に勘案し、管理職登用を行っております。管理職は行政運営の中核を担う上での適性が必要であり、適切な人材配置は極めて重要です。より多様化する行政ニーズへの対応力向上を図るため、登用後も研修等を行っております。

3項目めの管理職の処遇改善についてですが、管理職への昇任意欲やモチベーションの向上、適正な組織運営から、特に給料面の現状の一般職との逆転現象の是正は極めて重要な課題であると認識しています。行政組織は管理職が持つリーダーシップや意思決定能力が住民サービスの質を左右する要素であることから、その適正な処遇を確保してまいりたいと考えます。現状の分析と近隣市町村との比較検討を行い、昨今の労働市場、転職、早期退職による人材流出の防止の観点等も含め、今後の検討課題としてまいります。

4項目めの即戦力のジョブ型職員の採用についてですが、本町では例年4月採用の新規採用以外にも、任期付職員の採用に関する条例に基づき、特定の業務、保健師、保育教諭、建築士の補完や、必要とするスキルや経験を持つ方を即戦力として雇用しています。高度な専門知識や実務経験を有する方を採用することで、町行政に新たな視点を取り入れ、既存職員のスキルアップにつなげています。現在の職員年齢構成がいびつにあることや、多様化する行政ニーズへの即対応の観点からも、この任期付職員制度を効果的に活用してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

今、部長の御説明であれば、人事評価は確実にやっている。ということは、月額給も差をつけているというふうに理解していいんですか。私はそのように見えないんですけども、それだけまず答えていただきたい。月額給に差をつけて、賞与にも期末手当にも差をつけてるのか。そのような話は一度も私は聞いたことがございません。目標管理を定めて、それを遂行してるということは私は何度か人事のことに質問しておりますので、それはお答えいただいていると思うんですけども、そのことはぜひとももう一度御答弁ください。

管理職試験ですけども、いろいろ問題点もあることは分かっております。少人数の自治体で、ぎすぎすした関係になるということは分かっておりますが、登用に当たっては、好き嫌いじゃなくて、複数で評価することをお願いしておきます。

それとですね、管理職手当改正してくれるんですか、してくれないんですか。もう一度これお答えください。

それとですね、ジョブ型職員の採用ですが、2024年の政府の骨太方針でもこのジョブ型職員のことをうたっております。私は今、県OBですけども、もっと民間に活力を求めるべきじゃないかと。当たり前のことは民間では当たり前でないようなこともあるわけですから、それは住民も同じ意見だと思いますが、その辺のことをもう一度お答えいただければありがたいです。

○議長

総務部長。

○総務部長

現状、今、人事考課制度というのは、町職員、一般職も管理職も含めて全員で行っております。ただ、月額給に今のところ反映している職員はいない状況でございます。

管理職登用試験につきましては、公平公正にそのように取り扱っていきたいと考えております。

3番の管理職手当につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、今後の検討課題としてまいりたいというふうに考えております。

そして、4番のジョブ型職員につきましては、議員お述べのとおり、今現在、今まで通常の私たち採用というのはメンバーシップ型、そして今言われてるの

がジョブ型という、職務内容をあらかじめ決めて、専門的な知識等を持っておられる方ということになりますので、議員お述べのとおり、また行政ニーズが専門的な知識を求める部門に対して、そういった民間の活力等も活用していきたいというのは考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

評価制度というのはね、やっぱり月額給に反映するのが本来の形なんですよね。私、以前勤めておりました会社はですね、課長になると年間100万円増える。モチベーションも上がる。その代わり責任も重くなる。そういうことを私ぜひともやるべきだと。評価制度、そんなんしなかったら、やる必要ないと思います、私。そんな無駄な仕事をつくる必要はないと思いますよ。それは申し上げておきます。月額給に差をつけるべきだと。これはぜひとも申し上げておきます。

管理職試験、管理職のことはよく分かりました。管理職手当は本当にべらぼうに低いですよ。町長の月額給も含めて。人数が多いですから、大変だと思いますが、財政が悪いとかいうのはよく分かるけども、ぜひとも、町長、副町長、改定のほうよろしくお願いいたします。

民間の活力ね、本当に思います。私どもね、今回いろいろ調べてみますと、今回の生駒市のごみの委託、ふるさと納税で3,800万円増やしたとか、DXを強力に進めた。平群町の暮らしの便利帳、これが職員がやったのであれば、私は評価すべきじゃないかと思います。月額給、期末手当じゃなくて、報賞金を出すべきだというふうに思います。行政でも民間でも業績は人によって左右されますので、職員の採用・評価も、納得性があり、透明性がある人事をお願いいたしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問の3項目めについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の住民のメリットでございます。議員お述べのメリットに加えまして、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、本人確認の際の利便性の向上、氏名の読み間違いの防止、そして各種規制の潜脱防止などが挙げられます。具体的には、戸籍情報を基につくられる住民票にも振り仮名が記載されるようになるため、振り仮名確認資料として用いることが可能となります。

また、金融機関等において振り仮名が本人情報として登録されることがある中で、複数の振り仮名を使用して別人を装うケースがあったとの事象について、振り仮名が特定されることでこのような行為を防止するメリットが挙げられます。

次に、２点目の推進スケジュールについてですが、まず、今年の６月から８月末にかけて本籍地の市区町村長から通知はがきが全住民に届きます。はがきには戸籍に記載される予定の振り仮名が記載されていますが、間違いがなければ届出の必要はございません。しかしながら、通知はがき記載の振り仮名が誤っている場合においては、必ず届出が必要となってきます。その届出期間は法施行日以後１年以内となっておりまして、令和８年５月２５日までが届出が可能となっております。具体的な手続方法は通知はがきに記載をされておりますけれども、ウェブであったり、郵送であったり、窓口、いずれかとなりまして、届出先は本籍地または住所地ということになります。

なお、平群町の本籍者への通知はがきの発送時期は８月上旬を予定をしております。

最後に、３点目の住民への周知でございます。現在、窓口へのポスター、リーフレットの設置及び広報紙等、町公式ホームページで周知を行っているところでございます。加えて、先ほどお答えいたしましたはがきの発送時期には、ＳＮＳでの発信も予定をしておるところでございます。

いずれにしましても、この手続に遺漏なきよう、住民への周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ １ １ 番

ありがとうございます。こども園や学校の入学式、卒園式に招かれることがありましてですね、名前が読めない。分からない。きらきら名前に驚いておりました。そのことを申し上げて、再質問します。

そもそも新生児には、当然のことながら、振り仮名をつけて登録するんですね。

２点目は、住民にそんなにメリットがあるのであれば、きっちり住民に伝えていただきたい。私には全然理解できない。もうほとんどネットバンキングとか、そういうことを私もやってますので、全然そんなことに不便を感じませんのでね。どういうんですか、ローマ字表示とかそういうことでしておりますので、住民に伝えていただきたい。

それと、1年間で取り組むということですが、海外にいる方とか、連絡を取れない方が当然出てくると思うんですね。その方にはどのような方法を取るのでしょうか。

それと、住民への周知ですが、もうホームページに載ってるんですよね。私の認識不足で申し訳ありません。この点は結構です。その何点か御答弁ください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、新生児についてでございますが、これは振り仮名を記載して届出をしていただくということになります。

この制度の内容について十分に住民に周知をとということでございまして、先ほど町のホームページにも掲載をさせていただいておるんですが、議員御指摘いただいていたとおり、他の市町村のホームページ見ますと、もう少し詳しく、詐欺の防止であったりとかも含めて掲載をしておりますので、その辺りについては、他の市町村の掲載状況も見て、より詳しく、より伝えやすいように、ホームページについても改修を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、最後に、海外などで連絡が取れない方ということでございます。申し訳ございません、今、通知を送るというところで、一旦送らせてはいただくんですけども、それ以後の追跡という部分について、すみません、私今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、その辺りについてもしっかりと調べさせていただいて、どなたにも漏れがないようにということで事務のほうを執行してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。海外とか連絡の取れない方って必ず出てくるんで、海外で夫婦で行っていけば、単身赴任だったら奥さんがいらっしゃいますので、大体連絡取れると思いますので、その辺のこともよく調べて、逆にホームページにも記載していただきたいということを思います。

住民生活課が戸籍の振り仮名つけることの新しい仕事が大変だと思いますが、遺漏なく進めていただくことをお願いしておきます。この質問はこれで結構です。

○議 長

寺口理事。

○理 事

それでは、大きな4項目めの平群の日の制定についてです。

地域の特色等による住民意識の向上を目的に自治体の日や記念日を制定するケースがあり、王寺町では、「和（やわらぎ）の日」に毎年、町功労者の表彰式を実施されていると聞いております。

本町におきましても、町制施行50周年の際には、記念ロゴマークや御当地ナンバープレート、町勢要覧の作成、信貴山寅ポストの設置や、記念切手を作成いたしました。

郷土愛の醸成等につきましては、時代祭りなどのイベント開催や、ホームページ、SNS等を活用し、町の魅力を町内外へ積極的に発信することにより、住民の誇りや愛着を育む機会であると捉えていることから、現時点では平群の日の制定は考えておりません。

また、今年度が町制施行55年を迎えるに当たりまして、2月1日が町制施行された日であることを住民の方に知ってもらうことを目的に、広報紙やホームページ等で情報発信する予定をしております。

今後も引き続き既存イベントの実施や情報の発信等により、住民に対して郷土愛の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

要するに、平群の日は制定しないということですね。私も3月議会で名誉町民制度も提案しました。その二つとも王寺町はやってるんですよ。イベントをするにしても、理由が要るじゃないですか。私はそんな何もやるのが、設定することが目的じゃないんだけど、やはり町民に平群の日を認識していただく。私は王寺町は町としての体制は整ってると思いますよ。

一つだけ申し上げておきますが、私、今回の質問に当たって、平群町の条例、村から町に変わったときの制定は2月1日なんです。平群町の町旗、旗は前年度の2月です。私は何かおかしいんじゃないかと私は思います。私たちの議員の先輩も、皆さん方の職員の先輩もそうして決められたと思いますが、私は逆じゃないかと思います。そのことを申し上げて、この質問は結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、5項目めの櫛原メガソーラー発電所工事の進捗についての御質問にお答えいたします。

1点目の造成工事について、現在において全体の造成工事の進捗率は約55%で、令和8年5月頃に完成予定となっており、その後、林地開発の完了検査を受けるとのことです。また、調整池の進捗率は、1号、2号、3号は約50%で、4号は完成しております。

2点目のソーラーパネル据付け工事について、パネル製品は既に日本に届いていると聞きましたので、恐らく輸入品だと思います。その他の部材に関しては、詳細まではお聞きしておりません。工事としましては、令和8年6月頃からパネルの据付け工事を行う予定とのことでした。

3点目の自営線の開発地から関電梨本変電所までの工事について、地下埋設工事については約90%が完了しており、緑ヶ丘地域のバス路線を残すのみとなっております。また、架空線工事については未着工となっておりますが、来年1月頃から着手する予定で、それを含めて、現在のところ、全体では約40%の進捗率と聞いております。

4点目の関電梨本変電所の改修工事について、当然、関電との協議は済みであり、今年9月頃から着工し、年明けには完了する予定とのことでした。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございました。順次質問させていただきます。

ちょっと分かりにくかったんですけども、造成工事は全体で55%を完了しているということで、造成工事はいつ、もう一度それだけ答え、完成するのか。調整池は、1号、2号、3号は50%で、4号は完成していると。これはよく分かりました。

2番目のソーラーパネルですが、日本に届いておるようですね。大量の量でするので、保税倉庫で保管するとべらぼうな保管料がかかると思うんですけども、分かればどこで保管しているのか、分かれば機会を見て御答弁ください。

それと、架台、パワコンのはちょっと分からない。それも重要なポイントだと思いますので、パワコンなんかは日本からすると高くなるので中国からということ、私は中国製じゃないかなと思うんですけども、ソーラーパネルは来年の6月から始まるということですね。よく分かりました。

ちょっと分からなかったのが自営線工事ですけども、管路敷設は90%で

す。実質、線が入ってるんですか、90%は。それをちょっと教えてください。線が入ってるとは思えないんですけども、それと、40%ということなんですけどね。いやいや、そんな進んでるんですかね。電柱立ってますか、もう。地上権が設定されてるんですね、当然。その辺をお尋ねします。

関電の変電所改修工事ですね、よく分かりました。これをやらないと、全て売電できなくなりますので、当然、事業者はきっちりやる。いうことは、先ほど須藤議員の質問がありましたように、何か月間工事が止まっているということで、全体の遅れはどうなってる、計画より、それだけ答えてください。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

自営線の進捗率の話ですが、何%という話が二つほど出るのややこしくなっていると思います。地下埋設工事、開発地域から緑ヶ丘のバス路線までの間、これの埋設工事が90%ほど完成している。

線の引込みについては、ちょっとまだ入っていないのかも分かりませんが、それ自体はそんなに長期にかかる作業ではないのかなと思います。恐らく埋設管、要するにね、埋設管の中に線を通すということで完成するということです。なので、さや管というのはもう埋設工事はほぼ終わっていると。緑ヶ丘のバス路線が数十メートル管の埋設が残っているということです。

架空線工事、電柱で空中に線を引っ張ると。これはまだ着工してないと。先ほど答えたとおりです。着工が来年1月頃から着工するというふうに聞いてます。よって、自営線の全体として、架空線も埋設も含めて全体で40%の進捗率というふうに聞いてるということです。

全体の進捗の遅れということですが、そもそもいつ完成するつもりだったのかという話でいくと、もちろん数年遅れてるんだろうと思うんですが、今、最近の御質問にお答えした話の中で、造成が来年5月頃完成して、そこからパネルの着工があって、最終的に令和9年の1月頃からは売電をするという計画で今ずっと動いてるので、今のところ、今回の事故の関係も含めて、どのぐらい遅れているかということについてはお聞きをしておりません。基本的に現場のほうで大きく遅れるというつもりでスケジュールを組んでるわけではなさそうです。よって、今のところ、今回の事故も踏まえて、スケジュール的には、以前答弁したとおり、9年の1月頃からの売電、この予定には変わりがないということです。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

いつ完了、ありませんので、1点だけお尋ねします。前回のときは2か月ぐらい遅れてるということが答弁にあったと思うんですけども、そんなことを言うても仕方ないんですけどね。いつまで業者と契約してるのか。それは教えていただきたい。契約完成日、完成日が、判こ押してるわけで、契約書というのは。その契約の最終はいつになってるのか教えてください。

一般的にね、民間の工事約款は七会連合会というもので民間のものは契約約款で契約します。これは遅れると、遅れた日数掛ける10%の違約金を求められることになってます。外資系ですから、私はこれは厳しいと思いますので、それがまた分かれば、お答え、調べてまた後日でも結構です。お教えてください。

それとですね、先ほど須藤議員からも話がありましたが、5月の雨でフラワーロードに泥水が流れたようですが、昨年も同様に、泥水がフラワーロードに流れて、これは本当に私は困ったことだと思います。水は高いところから低いところに流れるのは常ですから、完全に止まるということはまずない、水は。しかし、泥土が道路にたまる。これはですね、私は考えられないことですので、これは厳しく業者に指導していただきたい。住民が不安を抱かないようにしていただきたい。このことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3 時 2 2 分)